

平成29年 3月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	大 原 功	1 番	朝 日 将 貴
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	村 瀬 修
児 童 課 長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土 木 課 長	山 田 宏 淑	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	土 方 康 寛
--------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び13日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と朝日将貴議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） おはようございます。2番 江崎貴大でございます。

早速、通告に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

まず初めに、本市の通級指導教室の現状と今後についてお伺いいたします。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒の数が増加している傾向にあり、通級による指導を受けている児童・生徒も、平成5年度の制度開始以降、増加してきています。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、集団生活に適応できるようにするための指導を中心として特別に設置した通級指導教室で行うものです。

平成27年度、通級による指導実施状況調査によりますと、通級による指導を受けている児童・生徒数は、平成25年度から3年間で15.9%、1万2,388名増加しています。これらの状況は弥富市においても例外ではないと思います。

そこで、通級指導教室についてお伺いします。

まず、本市で通級指導教室を設置している学校はどこでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

通級指導教室設置校なんですけれども、現在は日の出小学校と白鳥小学校の2校に設置しております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、本市の通級指導教室利用児童数は何名いらっしゃるでしょうか。学校ごとに、推移もあわせてお答えください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 26年度以降の児童数でお答えいたします。

26年度は、日の出小学校10人、白鳥小学校10人、弥生小学校5人の25人です。

27年度は、日の出小学校10人、桜小学校2人、大藤小学校1人、白鳥小学校8人、弥生小学校14人の35人です。

28年度です。日の出小学校9人、桜小学校3人、大藤小学校1人、白鳥小学校10人、弥生小学校18人の41人となっております。児童利用数は年々増加している状況でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 通級指導教室を設置していない学校の生徒は、巡回で先生が来られる学校もありますし、そうでない学校は、保護者の方の送り迎えで設置している学校に、その時間に通っているという現状だと思います。

それでは、弥富市において特別支援学級と通級指導教室のすみ分けの考え方を教えてください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒のために設置された学級です。小学校または中学校の学習指導要領に沿って、児童・生徒一人一人の障がいの状況や特性に応じた個別指導計画を作成し、指導や支援を行っております。

特別支援学級については、小学校の入学以前に、保護者との就学相談会や教育支援委員会などで特別支援学級進学が適切かどうかを確認し、決定しております。

また、通級指導教室は、先ほどの議員の説明にもありましたが、通常の学級に在籍している児童で、多動・注意集中困難など心身の軽度の問題から起きる集団適応や教科学習になじめない児童に、授業の大部分を通常の学級で行いながら、週に一、二時間取り出して、個々の実態に応じた指導計画に基づき、学習活動を円滑にするための資質を身につけるための指導や支援を中心に行っております。

いずれにいたしましても、障がいのある子供及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から中学校卒業後の進路選択等の各場面において、一貫した支援並びに適正就学等の

ための連携・協力体制のもと、特別支援教育に取り組んでおります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ありがとうございます。

先ほど御答弁いただいたとおり、弥富市内にも通級指導教室のない学校がございます。通級指導教室のない学校においては、さまざまな課題で別の学校に設置されている通級に通えない、また諦めてしまったお子さん、御家族がいらっしゃいます。やむなく普通級で過ごすようなお子さんもおられるようです。

小学校を幾つか見に行きましたが、先生が注意深く目をかけていないといけないお子さんや、支援員がつきっきりにならないといけないお子さんが各小学校にいました。校長先生もそのような子が何人かいるということを念頭において、通級指導教室において不安定になったときに落ちつく練習をさせたりということを丁寧に教えたい、そのような環境が必要だとおっしゃっていました。あのときこうやったらうまくいったよねという経験を通常学級の中で実践的に生かしてコントロールできるようになれば、集団生活の中でもっとうまく適応できるようになるともおっしゃっていました。

そこで、現在、通級指導教室を設置していない学校に対する今後の対応はどのようにお考えでしょうか。数日の巡回という形でも、それらの学校への通級指導教室の設置をすることはできないでしょうか。

栄南小学校が大藤小学校とともに通級指導教室の設置を要望しているようですが、そちらの状況も踏まえてお答えください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 29年度に4月から通級指導教室を弥生小学校、大藤小学校に新たに設置いたします。拠点校として、現在設置の日の出小学校、白鳥小学校と合わせて4校となります。今後、栄南小学校も含めて設置がない小学校については、児童や保護者の負担軽減や指導効果向上に向けて、必要に応じて通級指導教室の担当者が当該小学校に巡回して指導・支援を行ってまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 2校ふやしていただけるということで、ありがとうございます。

今現在設置していないところはもちろん、現在通級のある学校も、対象とする児童数がふえてきているというところを現状のままで対応することに不安を抱えていたので、いい報告になるかと思います。

小学校を今回見学していた中で、特別な支援が必要な子に対しての弥富市の支援は、支援員をつけていただいたりと考えてもらっている、年々よくなっていると現場の先生方は感謝されていました。

一方で、新1年生で小学校に上がってくるに当たっての環境の変化で、就学前に想定していたよりも注意の目が必要になってくる子がいたり、学年が上がり授業数がふえることで見ている時間がふえ、総体的に教員、支援員の負担が大きくなっていくなど、完全に十分だとは言えない現実だということも言うておりました。

市長が施政方針でおっしゃっていた総合教育会議でも取り上げられたことがあるかと思えます。今回質問させていただいた通級指導教室も含めて、1問目の最後に服部市長に総括をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

通級指導教室の御質問に対して、江崎議員のほうに御答弁申し上げていきたいと思っております。

本市におきましては、通級指導教室の期待というのが年々、保護者の方からの要望等も含めて高まっているわけでございますが、お子様の成長のあり方については早い時期から保護者の方が気づかれており、健やかな成長を願ってみえるわけでございます。関係機関と一生懸命そのつながり、あるいは適切な支援のために努力されているというような状況があるわけでございます。

また、先ほど課長の答弁にもございましたように、この利用の児童数というのが非常にふえてきているというのが現状であるわけでございます。しかし、保育所の中においては、支援が必要なお子様に対しては保育士をきちんと加配させていただき、きめ細かな支援をさせていただいておるわけでございます。また、保護者の方と所長、あるいは保育士とが連携をとりながら、保育士に対してしっかりと保護者のほうへ応えていくようにという形で指導もしているところでございます。また、保育士みずからも定期的な研修を受けながら、いわゆるよい支援がどうあるべきかということも学んでいるところでございます。

しかし、小学校の段階に入りますと、保護者の方も毎日の送迎がなくなりますし、あるいは先生との情報交換というのが少なくなってくるわけでございます。子どもさんの成長のあり方として、非常に保護者の方が不安に感じられているというような状況があるわけでございます。

そうしたことを少しでも早く解決しなきゃならないということで、本市といたしましては本年度、教育委員会におきまして、情報交換の一つのツールとして、このような就学支援シートというものを保育所、あるいは幼稚園というところに出させていただきました。内容につきましては、小学校の先生方にきめ細かなお話を保護者の方としていただきたい、このシートをもって情報交換をしていただきたいと思っているわけでございます。そして、その課題については、十分話し合いを保護者の方としていくというような状況をこれからもしっかり

りにとっていきたいと思っております。

保護者の方におきましては、自分の子供さんの学校生活をどういう形でスタートさせたいということは非常に大きな問題であろうと思っております。通常の学級でスタートさせるのか、あるいは特別支援学級において在籍させるのかということにつきましては非常に迷われるわけでございますけれども、そういった形の中でこの通級指導教室というのが役に立ってくるかなあと思っております。

通常は、普通学級に籍を置きながら、週に一、二回この通級指導教室を受けていただくということを、先ほども課長が答弁をしているわけですが、そういう小学校をふやしていきたいと思っております。そうした形の中で、子供さんも先生と一定のコミュニケーションがとれば、ちょっと保育園時代のことを思いながら安心するというような状況にもあるわけでございます。

そうした形で、来年度も拠点校をふやしながら、学校の先生においても、それぞれのふやした学校において巡回をしていただくというようなことをこれからも私たちとしては教育委員会ともどもやっていきたいと思っております。

小学校から中学校に入ってまいりますと、この児童さんも基本的にはいい方向に改善されてくると。非常に落ちつきが出てくるとか、あるいは多動性のことも少なくなってくるといようなことがあるわけでございます。しかしながら、中学生においても対象者は若干あるということでございますので、これからも県教委に要望を申し上げながら、そういったような形で指導していただく方をふやしていただければと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、保護者の考え方、子供さんに対する愛情ということと同時に、我々はどう受けとめてそれを解決していくかということが大変重要だろうと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 力強い御答弁、ありがとうございました。引き続き現場の声を聞きながら、今後後退していかないように、よろしくお願いいたします。

続いて、2問目に移らせていただきます。

本市の福祉避難所の運営についてお伺いいたします。

東日本大震災から6年がたとうとしております。昨年4月に内閣府のほうで、過去のガイドラインを改訂する形で、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが作成されました。東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占めたと言われております。また、特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建への移行に困難を生じているケースも見受けられます。

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がされた避難所です。一般的には2次避難所として位置づけられ、小学校などの避難所での生活が困難で福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。

東海豪雨の際には、車椅子の男性が、足の踏み場もない避難所に入れず、危険な自宅にとどまっていたという事例がございます。また、熊本地震の際には、発達障がいの子供のいる家族が避難所に入れず、車中泊を続けていたという事例がございます。また、避難所での大人のおむつがえは周囲の迷惑になるからと、介護施設の入所者が倒壊の危険のある施設に戻るなどの事態も見受けられました。さらには、要支援者をかわりに見てくれる人がいないため、世話する家族が食料や支援物資を受け取る列に並べないなどの問題も起きました。要支援者に特別に配慮した福祉避難所は、過去の大地震、大災害で切実に求められてきました。

そこで、福祉避難所について伺います。

弥富市でも福祉避難所を指定されておりますが、弥富市で指定している福祉避難所はどこでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） おはようございます。

先ほどの件につきまして、御答弁申し上げます。

議員のお話のとおり、福祉避難所は災害時に介護が必要な高齢者や、また障がい者の方々などを一時的に受け入れましてケアする施設でございます。必要に応じまして開設いたしまして、ケアの必要な方が一般の避難所から福祉避難所へ移動していただくことになります。行き先につきましては、本市のほうから福祉避難所に受け入れを調整いたしまして、受け入れ態勢が整い次第、御家族等の御協力の下、施設に移っていただきます。

福祉避難所につきましては、総合福祉センター、それから十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里・十四山がございます。

福祉避難所へは、施設の受け入れ態勢が整ってから一般の避難所から移動していただきますので、直接出向かれても受け入れることはできません。熊本地震では、地震発生直後に一般の避難者の方が福祉避難所に殺到されたために、福祉避難所を開設することができず、その役割を果たせなかったという事例が発生いたしました。

福祉避難所におきましては、要配慮の方が安心して避難生活を送るために必要な施設であるため、まずは一般の避難所に避難していただくというものでございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、5カ所福祉避難所をおっしゃっていただきましたが、それらの福祉避難所はどのような基準で、またどのような整備がなされているとのことで指定されたの



でしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 福祉避難所につきましては、社会福祉施設のように現況におきましてデイサービスセンター等通所施設や、バリアフリー化、物資、機材、人材が整っている施設で指定させていただいております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 非常時に有効に施設を利用させていただくために、地域と協働していくことが大切だと施設の方々は感じております。日ごろにおいても、夏祭り、秋祭り、施設見学など、地域住民と交流を持って顔の見える関係づくりに励んでいらっしゃいます。

行政側も、福祉避難所に指定させていただいた事業所や施設とは日ごろから連絡を密にしておくことで有事の際に役立ち、スムーズな避難対応に結びつくと考えますが、連携はどのようになっておられるでしょうか。また、担当の課長や担当者が、福祉避難所について先方と話し合う機会は持っておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 福祉避難所につきましては、協定締結時には話し合いがなされていますが、その後につきましては、施設としっかり項目を決めて協議していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 有事の際に役に立つように、日ごろから連携をよろしくお願いいたします。

福祉事業所や福祉関係者が集まっている会合も開かれていると思います。このような話をする時間もないかもしれませんが、そのような場で防災の担当者が入って話をするというのも一つの方法かと思います。今あるつながりを活用していくという連携の仕方もできるかと思いますが、そちらのほうの御検討もよろしくお願いいたします。

続いて、先ほど福祉避難所の説明をする際に、幾つか想定され得る対象者を述べさせていただきました。高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人、このような方々を一概にまとめることはできません。支援体制も変わってくるかと思います。受け入れる事業所さんにお伺いした際も気にされておりました。どこの施設にどのような要配慮者に入っていたか、どのように想定されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 本市といたしましては、要配慮者、家族、周囲の方の理解により対応いたします。その上で、避難所の福祉ニーズを把握いたしまして、要配慮者の必要に応じまして一時的 —— 一時的というのはおよそ1週間でございますが —— に受け入れ

をお願いいたしまして、各避難所に要請し、受け入れ態勢が整った施設へ移動していただきます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今の答弁ですと、高齢者はここの施設とか、障がい者はここの施設とか、事前に打ち合わせをしたりして決めておくということはないということによろしいのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 先ほど申し上げました施設の中には、一概に同じ、例えば老人の施設であったりというふうではなく、いろんな施設が混在しております。その中で、施設自身も被災者となりますので、必ずしも今、平和なときと同じように判断ができないところもあります。ですから、あらかじめじゃあこの地震が起きたからこうとか、そういうふうに被災後のことまで想定できない部分もありますので、それぞれのできる範囲でお願いするという形で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 実際に高齢者の福祉施設ですと、高齢者しか対応できない人員の配置になっていると思うんですね。その辺を事業所の方々はすごく不安に思っておられるので、その辺の不安を解くようにこれからしていただけるとよいのかなと思います。

続いて、避難所を開設する際には、市であらかじめ決めた担当者がそれぞれの避難所に向かわれると思います。その担当者が何の理解もなく福祉避難所に行った場合、精神的にも肉体的にも大変苦勞すると考えられます。担当者の福祉避難所に対する理解を進めるための方策はとっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 災害時におけます対応は多岐にわたるため、福祉避難所に限定した方策はとっておりませんが、福祉担当部局等の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 先ほど僕が言ったように、要配慮者の人に対応するには、それなりの知識とかがないと現場で大変苦勞をされると思うので、事前にそれなりの知識なり実際に現場を一度でもいいので見ていただけると、そういう有事の際に役に立つのかなというふうに思うので、そうなるようによろしくお願いいたします。

続きまして、福祉事業所の場合は、ある程度の運営を事業所をお願いすることで、ノウハウを活用していただいたり要配慮者に対処することができます。一方、市の施設も指定されているかと思いますが、この場合、誰に運営を任せることになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 本市の地域防災計画の中での避難所運営担当職員として定めた者と施設管理者との運営というふうになります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それは具体的にどういう人なのかというのはわかりますか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） まず、地域防災計画の中で福祉避難所関係につきましては、所管の中で児童課、福祉課の職員を充てております。あと、ほかの避難所につきましては、それぞれ配分をしておりますので、そういった中で行っておりますが、ただ現状をよく把握しながら、検討課題としてやっていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 進めていただきますよう、よろしくお願いします。

続きまして、一般の避難所運営は、地元の自主防災組織の方々が連携をとり合って運営していくように、今、行政としてもお願いしているところですし、それぞれの地区においても、その自覚を持って動いておられることかと思えます。一方で、福祉避難所は施設内に自主防災組織というものがありません。しかし、自主防災組織の協力は期待できるのではないのでしょうか。

また、事業所においては、国が設定したガイドラインによりますと、特別養護老人ホーム、または老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていないとなっております。つまり、現在利用している方は福祉避難所の対象者とはならないということですね。事業所サイドからしましても、自分の施設の利用者さんの面倒を見るのが精いっぱい、現場でもそのような声を伺ってきました。

そこで、支援人材の確保は重要であり、課題であると思いますが、そのための支援はどのようにする予定でしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 現状におきましては、施設と締結した協定によりまして本市からの依頼により可能な範囲内において受け入れを了承いただきます。対象施設の職員により援助を行っていただくものとしておりますが、日本赤十字社であったり市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターとも連携いたしまして人材を確保していきたいと考えております。

しかしながら、これにつきましては全国的な問題であり、施設・人材の両者が不足している現況でもございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 災害派遣福祉チーム（D C A T）と呼ばれるものなんですけれども、こちらが愛知県でも整備されておりますし、またほかの市町とも協力ができるような体制づくりもあわせてお願いしたいと思います。

続きまして、要配慮者の方々は海南病院など医療機関にお世話になっている方が多々いらっしゃると思いますし、それらの医療機関の技術、知識が必要となります。福祉避難所において医療機関との連携は欠かせないと思いますが、どのような連携体制をとっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 平時におきましては、社会福祉施設や医療機関とは連携をとっております。発災時には、海南病院は拠点病院であり、医療が優先となりますが、市全体で捉えるのであれば、先ほど議員がおっしゃったD C A T隊とも連携を取りながら行っていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） よろしく申し上げます。

今回は福祉避難所に特化した質問をさせていただきましたが、2次的な部分ではありますが、日ごろから連携をとっていくことは必要なことではないかなと思います。福祉避難所に指定されているある事業所では、ホームページのトップページに福祉避難所であることをうたっていたり、また昨年から5カ年計画の中で福祉避難所として地域と連携をとるようにとの方針が示されたようです。ここは連携をとるいい機会だと思います。

では最後に、全体について服部市長に総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員にお答えを申し上げます。

まさにきょう、3月10日は東日本大震災、平成23年3月11日に、あの未曾有の大災害があったわけでございますけれども、6年が経過をする状況でございます。2週間ほど前、私も宮城県の七ヶ浜、そして東松島市を訪問させていただきました。これは、復興支援をしている私どもの職員という形の中での今までの御礼と、これからのお願いというようなことも含めて御挨拶に伺ったわけでございますけれども、まさにまだまだ復興は時半ばというような状況で、大変な勢いで今復興がされておるわけでございますけれども、一日も早く被災に遭われた方々が通常の普通の生活を取り戻していただけるように、国のほうも努力していただきたいと思っております。

その東日本大震災で一つの大きな課題としてあったのが、要支援者・要配慮者のあり方、そういったようなものが非常に大きな問題となったわけでございます。プライバシーの保護

等々を含めて、要配慮者のあり方についていろんな議論がされてきました。その後、私どもといたしましては、その教訓を生かしながら、先ほど課長が答弁申し上げましたように、総合福祉センター、あるいは十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、あるいは長寿の里・十四山等々、5つの避難所に対して福祉避難所として指定させていただいているわけでございます。具体的な形で締結もさせていただいておるわけでございますが、その内容についてしっかりと協議ということが本当になされてきたのかということは、今、江崎議員も御質問の中にもあるわけでございます。

私どもといたしましては反省するところが多々あるなあという形の中で、総務部の危機管理課、あるいは民生部の福祉課、あるいは児童課というようなところを中心といたしまして、これらの施設としっかりと協議の場を設けていかなきゃならないと思っています。また、その中には要配慮者の御家族の方にも入っていただくのがいいかなあと思っておりますので、来年度、協議の場を発足いたします。そういった形の中で具体的な協議をし、そして要配慮者に対して少しでも安心していただけるような福祉避難所でなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

しかしながら、防災・減災の基本は、従来から言われております自助・共助・公助という形に、その連携にあるだろうと思っております。健常者の方はもちろんのことでございますが、福祉避難所等を御利用される方々、あるいは御家族においても、やむなく自助のお願いを、努力をしていただかなければならないと思っておりますので、日ごろからその辺の対応についてお願いをしていきたい。いわば公助の限界もあるということも御理解をいただきたいと思っております。

災害はいつ起こるかわかりませんが、日ごろから皆様の災害に対する準備を心がけていただき、少しでも被害を減少させることが私どもの願いでもあるわけでございます。

そして、この4月から、平成29年度から私どもの危機管理課の職員が東松島市のほうへ復興支援に参ります。従来の七ヶ浜の応援というのは公共事業等のハード面の復興支援でございました。今度、東松島に派遣する職員は、いわばソフトの避難所のあり方であるとか、あるいは仮設住宅の運営であるとか、あるいは健常者、要支援者のフォローのあり方だとか、そういうことを学んでいただきたい、向こうの市と一緒にソフトの研修をしていく、そんなような形で派遣をしていきたいと思っております。

今までと違った形での派遣に対して、我々としても現場での声というか、今までのこの6年間に対するさまざまな被災地、あるいはそれぞれの1次避難所のあり方ということについてしっかりと学んでいきたいと思っております。必ずしも大きな成果が出るわけではございませんけれども、必ず一条の光となるというふうに思っておりますので、また御報告を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、服部市長がおっしゃられたとおり、今、防災・減災に対してすごく取り組まれているということも存じておりますし、またこれからもそれを発展させていくという御答弁をいただいたので、これから見守っていきたい、また御協力させていただきたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、がん対策の推進についてでございます。

弥富市は昨年、市制10周年を迎え、記念式典では、市民の健康づくりを意識してよりよい生活習慣に心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、健康都市宣言を行いました。そこで、健康寿命を延ばす取り組みとして、がん対策の推進についてお尋ねをいたします。

2006年にがん対策基本法が成立してから昨年で10年を迎えました。全体目標としてきた10年間でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることが困難であると予測されたことから、厚生労働省は2015年12月、がん対策加速化プランを公表し、がん対策を国家戦略として加速することを発表いたしました。

具体的には、がん対策推進基本計画に示されている分野のうち、死亡率減少につながる予防、治療・研究、がんと共生の3つの柱から構成されており、1つ目の予防については、がん検診、たばこ対策、肝炎対策、学校におけるがん教育、そして2つ目の治療・研究については、がんのゲノム医療やがん医療に関する情報提供などです。そして、3つ目のがんと共生については、就労支援や緩和ケア等がそれぞれ上げられています。

現在、本市においても、がん予防への取り組みやがん検診など、受診率の向上に向け努力をされていることは認識しておりますが、市民の命と暮らしを守るためにも、いま一度本市の取り組みをお聞きいたします。

初めに、がん検診の受診率向上に向け、本市においては子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診に節目ごとに無料クーポンを出しておられました。がん検診を受けるきっかけになってほしいとの願いでスタートしたものだと認識しておりますが、この3つのがんの検診についてクーポン券の効果はあったのでしょうか。それぞれの受診率についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、本市における子宮頸がんの無料クーポン検診対象者、平成26年度は20歳の方と24年度までの未受診者を対象に、27年度は同じく20歳の方と25年度未受診者を対象に、28年度は20歳の方のみを対象に実施いたしました。

乳がんの無料クーポン対象者につきましては、平成26年度は40歳の方と24年度までの未受診者を対象に、27年度は40歳の方と25年度未受診者の方を対象に、28年度は40歳の方のみ対象に実施いたしました。

大腸がんの無料検診については、肝炎ウイルス検査と節目の歯科検診、これとセット受診という形で、はがきによる勧奨、受診案内を行いました。対象者は、平成26年・27年度は40歳から60歳までの5年刻みの方を対象に、28年度は40歳の方のみ対象として実施いたしました。

本市のがん検診受診率でございますが、子宮頸がんにつきましては隔年実施という形でやらせていただいておりますが、平成25年度、10.5%、26年度、11.8%、27年度、7.9%でございました。

乳がんについては、これも隔年実施でございますが、視触診とマンモグラフィーの併用という形で実施して、エコーの検査は含めておりません。平成25年度が11.8%、26年度が11.3%、27年度が9.5%となっております。

大腸がんにつきましては、平成25年度、23.7%、26年度、24.8%、27年度、24.6%でございました。

受診率の変化といたしましては、平成20年度から見てみますと、子宮頸がんと乳がんについては、クーポン事業の始まったころの平成22年、それから23年、この年度につきましてはかなり増大いたしましたが、それ以後は微減といえますか、わずかに減少傾向になっております。これにつきましては、クーポン券の対象者の範囲が狭まったというようなことだと思います。大腸がんについては着実に増加傾向になっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、肺がん検診と胃がん検診の受診率についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 本市の胃がん検診受診率につきましては、平成25年度、14.2%、26年度、13.9%、27年度、13.6%でございました。

肺がんについては、平成25年度、20.8%、26年度が21.9%、27年度が21.9%となっております。

受診率の変化は、胃がんがごくわずかに減少、肺がんは微増かと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 節目ごとの無料クーポン券は、それを使って初めてがん検診を受けたという方は確かにお見えます。そういう方にとってはがん検診を受けるきっかけになったかと思いますが、その後の持続性に欠けることが、今後の検診への課題になってくると思います。

また、肺がん検診は、その検査になれていて痛みもなく簡単にできるということで、比較的受診率も安定しているかと思いますが、他の検診は時間がかかることや痛みを伴うことなどで、なかなか受診率が上がらないように思います。

我が市では、検診の周知は広報等でも何度も取り上げてくださいますし、個人受診勧奨、いわゆるコール・リコールなども積極的に行うなどをしていただきまして努力をされているかと思います。国は、ここ5年以内に女性特有のがんにつきましては50%の受診率を、そして胃がん、肺がん、大腸がんについては40%を目標にと言っているところでございますが、かなり厳しい状況だと思えます。目標達成まで、これまで以上の取り組みが求められているわけでございますが、本市として今後の取り組みについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 現在、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、この6つのがん検診を実施しております。各がん検診の対象年齢は、子宮頸がんが20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、胃がん、肺がん、大腸がんは40歳以上の方、前立腺がんは50歳以上の男性が対象となっております。

今まで、がん検診のチラシを各御家庭、各戸配布という形で受診勧奨をしておりましたが、平成29年度から直接対象者に受診券はがき、これは見本でなんでございますが、こういったはがき、圧着式の3連の受診券はがき、こういったものを各対象者の方へ郵送でお配りしたいと思います。これによりまして、受診率の向上とがん検診の早期発見・早期治療につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、クーポン券事業については、そのあり方、方法、啓発等、あと補助事業等の兼ね合いもございますので、こういったところを検証いたしまして、受診しやすい検診の方法を検討していきたいと考えております。

また、今まで行っておりましたクーポン券の未受診者の受診勧奨、精密検査が必要な方へのお問い合わせ等については、引き続き実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長のほうから、29年度からは対象者に直接受診のはが



きを郵送していただけるということでございますので、対象者の方にとっては、直接はがきを受け取る中で受診への意識が高まり、受診率向上につながるものと期待ができると思います。

また、がん検診は新たなステージに入ったと国も示しております。かかりつけ医を通じた新たな受診勧奨を推進すべきではないでしょうか。特定検診や病気でかかりつけ医に行ったときに、かかりつけ医からがん検診を勧めてもらうことは非常に効果があると思いますので、また医師会とも連携をしていただきまして、受診向上に向けお願いをしておきたいと思います。

次に、がん予防の充実、ピロリ菌検査の実施についてお尋ねをいたします。

我が国では、毎年約12万人が胃がんと診断をされています。子宮頸がん、肝がんは感染型のがんと言われておりますが、胃がんも同じく感染型のがんで、予防ができるというがんの一つと言われております。

胃がんの大きな原因とされるのがヘリコバクターピロリ、いわゆるピロリ菌です。日本のピロリ菌感染者は3,500万人以上とも言われ、胃の中のピロリ菌を取り除くことで胃がん発生を抑制することができるとあります。

ピロリ菌があるかないかを検査するピロリ菌検査というのは血液検査であって、ピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするものであります。ピロリ菌が胃がんの原因であることをようやく国も認め始めました。

ピロリ菌検査は何種類かあるようですけれども、血液や尿を用いて抗体を測定する抗体測定検査が、体に負担もなく、約3,000円と安価でございます。胃がんの予防に重きを置いた取り組みと、その抗体検査を追加検査に入れたり、それに補助金を出す自治体がふえてきております。

これは岡崎市の例でございますが、岡崎市は平成22年度より、胃がん検診の追加検査として、40歳から60歳までの方の5歳刻みの年齢の方に、希望する方にピロリ菌抗体検査を胃がんリスク検査として実施しています。

また、これは高槻市の例でございますが、2014年度からピロリ菌の早期対策として、6月中旬から下旬にかけ、市立中学校に通う2年生全員に尿検査の容器と説明書を配付し、抗体検査で陽性反応が出れば、希望者については指定医療機関で2次検査の受診と、そして除菌治療、その確認検査を無料で受けられることにしています。検査対象者は約3,300人と言われ、市は900万円を予算計上して実施されているそうです。また、30歳から60歳の市民についても、5歳刻みで、これはワンコイン、500円でピロリ菌検査を受けられるようにされているということでございます。このように早い時期に予防ということで、中学生に対してピ

ロリ菌検査を実施する自治体もふえてきております。

私はこれまでも、ピロリ菌検査の実施要望であったり、また昨年6月議会におきましては中学生へのピロリ菌検査の導入について質問をさせていただきました。その時点では導入は考えていないということでございました。国や近隣市町の動向に注視をしていくという、そういう考えである旨の御答弁でございました。

簡単な血液検査によるピロリ菌検査を受けてもらい、必要な対象者にピロリ菌の除菌を行えば、胃がん撲滅に大きな効果があると思います。ピロリ菌検査で自分の胃の健康状態を知って、計画的に検診を行うことも期待できます。

また、特定検診のメニューに任意でピロリ菌検査を入れて、希望する人には半額補助をするなどと助成制度が実現できれば、より多くの人がピロリ菌検査を受けられると考えます。

そこで、ぜひ我が市でもピロリ菌検査の導入と検査に対しまして助成ができないものか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

本市としましては、胃がんの原因の一つとなっておりますピロリ菌を除菌することにより、胃がんの発生リスクが低下されるということは十分認識しているところでございます。全国や愛知県内でもピロリ菌検査の助成を取り入れられる市町村がふえてきております。しかしながら、海部医療圏においては、まだどの市町村も取り入れておられません。

厚生労働省によりますと、がんの検診のあり方に関する検討会の中で、胃がん検診の検診項目等についての中間報告がございました。この中で、胃がん検診の検診方法でペプシノゲン検査及びピロリ菌抗体検査については、死亡率減少効果のエビデンス、臨床結果・検証結果でございますが、これが十分でないということで、引き続き検証を行っていく必要があると、こういうふうに言っております。

しかし、本市といたしましては、胃がんの検診受診率が過去から低いということや、ピロリ菌の検査が胃がんだけではなく、胃潰瘍、胃炎、こういったものの発生に深くかかわることから考えまして、今後もピロリ菌検査の費用助成を検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

炭竈議員からピロリ菌検査についての御質問でございます。

健康長寿のために、さまざまながん検診を市民の方にも受けていただきたい、またがん検診の重要性というのは非常にあるだろうと思っております。先日、海南病院の副院長に、このピロリ菌につきまして私、直接お話をさせていただきました。胃がんというような予防の

中においては、このピロリ菌検査はやったほうがいい、必要であろうというふうな御見解でございました。しかしながら、その事前には胃カメラを飲むとか、あるいは胃の検査をするという形でないと、いわゆる保険診療の対象にならないということでございました。我々としては、まず胃の検査をしていただいてから、医師の指示でピロリ菌検査をしていただき、そのような形で努力していただきたいと思いますというところでございます。

先ほど課長のほうからも話をさせていただきましたけれども、本市といたしましては今年度、健康都市宣言を発したわけでございます。市民の皆様にピロリ菌検査を受けていただき、自分の胃の健康状態を知っていただきたいと思いますので、先進自治体の導入というようにこともしっかりと参考にさせていただきながら、平成30年度に助成できるように関係機関と今後協議をしまいたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長からも御答弁をいただきました。ありがとうございます。

これは東海市の例でございますけれども、東海市では現在、節目の年齢の人を対象に、胃がん検診においてバリウム検査もしくは胃がんリスク検査を選択できる無料クーポンを配付し、好評を博しているということでございます。バリウムを飲むことが苦手な人に別の選択肢が生まれたことによって、受診率が上がっているということでございます。

これは本当に予防重視の取り組みでございます。ピロリ菌検査をして胃の中のピロリ菌を取り除くことで、胃がんになりにくくなるわけでございます。胃がんになった場合の医療費とピロリ菌検査の助成との費用対効果は歴然です。今、市長からも本当に力強い御答弁をいただいたわけでございますけれども、ぜひ前向きに御検討をいただきまして、海部市町村での先駆を切っていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、昨年2月に国のがん検診実施のための指針が改正をされました。新たに胃の内視鏡検査が対策型検診として導入をされることとなりました。

そこで、我が市は現在、バリウムを飲む胃がん検診ですが、体への負担が少ない検診への拡大、移行など検診方法の見直しをされるお考えはございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

厚生労働省は、平成28年度以降のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、先ほど議員もおっしゃられました、こういった指針の改正がありました。市町村による科学的根拠に基づくがん検診の推進をこの中で図るよう定めております。

指針で定める胃がん検診の検診方法について、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとするとし、胃内視鏡検査が追加されました。胃カメラが追加されたということでございます。対象年齢は50歳以上、ただし当分の間、40歳代の者に対して胃部エックス線検査を実施しても差し支えないとし、検診間隔は2年に1度、ただし胃部エックス線検査に関しては逐年実施としても差し支えないというふうになっております。

今後も指針に沿ったがん検診、近隣市町村との歩調を合わせました検診事業を推進していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 課長より実施のための指針について御説明をいただきました。

これも豊明市の例でございますけれども、豊明市では2016年度から50歳以上の市民を対象に胃がん検診に内視鏡検査を追加したところ、受診率が大きく向上したということでございます。

どうか本市におかれましても、こうした先進地、またこうした実施をされている自治体の研究をしていただくなどして、今後さらなる受診率向上に向けた取り組みをお願いいたします。1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員、質問の途中ですけど、暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、2点目に障害者差別解消法に基づく本市の取り組みについて質問をいたします。

障がいと理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されました。この法律は、障がい者への差別を禁止し、障がい者の尊厳と権利を保障することを義務づけた障害者権利条約を批准するために必要な国内法の整備と位置づけられ、平成25年6月に成立しました。国連総会で障害者権利条約が採択されたのが平成18年12月のことであります。

この条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここでいう差別とは、障

がい者であること、それ自体を理由とする直接的な差別ではなく、障がい者の権利の確保のために必要な合理的な配慮も含まれることが示されています。合理的配慮の例といたしまして、段差がある場所にスロープを設置するなど、過度な負担でないことについては適切に配慮しなければなりません。

この条約の批准に向け、これまでに障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、そして障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正など、国内法の整備やさまざまな改革や制度の充実が、障がい当事者からの意見等を踏まえ、行われてきました。法律ができたからといって、障がい者への差別がすぐになくなるわけではありません。今後、国を初め地方公共団体などの行政機関や民間事業者が、障がい者差別の解消へ向けた具体的な取り組みをしていく必要があると思います。

このような観点から、本市での取り組み状況についてお伺いをいたします。

初めに、障害者差別解消法の概要についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の差別禁止規定を具体化するものと位置づけられております。目的といたしましては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。

この法律の対象範囲でございますが、障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい——発達障がいを含むものでございます——の障害者手帳を持っている人だけでなく、心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にある人も含まれています。

また、事業者とは、営利・非営利、個人・法人の別を問わず、商業やその他の事業を行う者となっており、無報酬の事業を行う者、いわゆるボランティア、社会福祉法人、NPO法人も対象となっています。

次に、差別を解消するための措置といたしまして大きく分けて2つございます。1つ目として、国、地方公共団体などの行政機関と事業者に対しまして不当な差別的取り扱いの禁止であります。2つ目といたしまして、障がいの状態に応じて社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供が定められています。これにつきましては、行政機関は法的義務がありまして、事業者については努力義務となっております。

次に、この法律が禁止する不当な差別的取り扱いについてですが、障がい者に対して正当な理由もなくサービスや各種機会の提供を拒否すること、場所・時間帯などを制限すること、また障がいのある人だけに条件をつけるような行為であるとされています。例えば、障がいがあるという理由だけでアパートを貸してもらえないとか、車椅子だからお店に入れないこ

となどであります。

次に、合理的配慮の提供につきましては、障がいのある人から何かの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。例えば、段差にスロープを設置したり、筆談・手話などで意思疎通をしたり、休息時間を調整することなどであります。

次に、差別を解消するための措置といたしまして、地方公共団体においては、障がい者に対して職員の取り組みに関する対応要領の策定が努力義務として定められています。

その他重要事項といたしまして、差別解消の取り組みを推進するため、地域のさまざまな関係機関のネットワーク化も定められております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 部長より概要について御説明をいただきました。

正当な理由なく、障がいを理由として障がい者を差別することを禁ずる法律です。ただいま部長より職員の取り組みに関する対応要領のお話もございましたけれども、こうした観点から、市民への市職員の対応につきましてはどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市職員の対応につきましては、昨年、法律の施行前になりますが、平成28年3月に市職員を対象に、専門の講師を招いて、障害者差別解消法の内容と障がいのある方に対する接遇の基本について研修を実施いたしました。この研修では、障がいのある方への対応に困ったらどうするのかということで、まずは本人の要望を確認することが一番重要であり、サービスを提供する側が勝手に判断するのではなく、こちらから積極的に声をかけることが重要であることを改めて認識しました。そのためには、日ごろから障がいのある方が自分の要望を伝えやすい環境づくりや接遇対応を心がけることができるよう、職員の意識の向上を図ってまいります。

また、今年度は、国の基本方針や県の対応要領を参考といたしまして、本市職員の対応要領を策定したところでございます。こちらでございますけれども、全24ページにわたりますけれども、職員の対応要領として職員のほうに配付をしてございます。

この対応要領は、障がいの特性ごとに、例えば視覚障がいであるとか身体障がいであるとかの種別ごとに、その対応の仕方について定めてありますので、今後はこの要領に従いまして、各部署では市民の皆様に親切な対応に心がけてまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 実際に行政機関や民間事業に対しまして、これって差別ではないのと感じたときや、その場での合理的配慮が得られなかったときに、何とかしてほしいと思

ってもどこに相談したらいいのかわからないとか、本当に差別に当たるのかもよくわからずに相談しづらいといったことが実情ではないでしょうか。

そこで、このような障がい者からの相談が気軽にできる相談窓口の開設が必要であると考えますが、この対応についてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 相談窓口につきましては、職員による差別等について障がいのある方及びその御家族や関係者の方からの御相談は対応要領にも定めておりますが、民生部福祉課、児童課、総務部総務課、教育委員会は学校教育課の4カ所としております。

また、障がいのある方へ不当な差別的取り扱いが行われることがないようにするとともに、合理的配慮が適切に提供されるよう、各課の課長を監督者として位置づけております。

差別解消のための取り組みの協議を行う障害者差別解消支援地域協議会につきましては、新たな協議会は設置はいたしません、障がいの体制整備について協議する既存の海部南部障害者自立支援協議会にて行うこととしております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 各課におかれましては、気軽に相談に応じていただけるような体制づくりを今後よろしく願いいたします。

そして、障害者差別解消法が施行されたことを機に、これは三重県伊勢市の例でございませうけれども、障がい者への理解を深めようと、伊勢市は県内初の障がい者サポーター制度を昨年12月からスタートされました。伊勢市は、この法律施行の半年前から、障がいを理由に差別を受けたことや、また嫌な思いをしたことなど、実態を調査されています。その中には、発達障がいや落ちついていられない子どもと一緒に病院の待合室にいた保護者が、周囲の人から、ちゃんと子供のしつけをなささいなどの心ない言葉を言われて傷ついたことなど、多くの事例が寄せられたそうでございます。伊勢市はこの結果を踏まえて、住民の理解が進まない限り、障がい者に対する差別はなくなるという観点から、住民に障がいへの理解を広げる取り組みとして、この障がい者サポーター制度を導入されたということでございます。

この制度は、サポーターになることを希望する住民が市主催のサポーター研修に参加をしまして、視覚や聴覚など、各障がいの特性や障がい者に必要な配慮などについて学習をいたしまして、研究会・研修会が終了した後、登録者は市からサポーターに認定をされましてピンバッジが付与されるということです。このピンバッジをサポーターが日常的に身につけることで、障がい者が手助けを求めやすい環境づくりを進められているということでございます。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、このようなサポーター制度を導入するなど、例えば細かくは色盲や白内障の方たちも、色別判断の不自由さや、また文字や看板などが見づらいといったように、日常生活の中で障がいを手助けする活動を推進していただきたいと思いますけれども、こうしたことに关しまして今後の取り組みについて市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がい者サポーター制度につきまして、議員から御質問をいただき、調べさせていただきました。

現在、先進的な取り組みといたしまして、三重県伊勢市が実施されています。事業内容としましては、市民のより多くの皆様に障がいについての理解を深めてもらい、障がいがあってもなくても誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちの実現を目指して、障がいがある人が困っていることやそれぞれ必要な配慮について理解し、日常生活の中で自分のできる範囲で活動する方をサポーターとして登録する制度でございます。

弥富市においてもこうした取り組みが実施できれば大変素晴らしいことと思いますので、今後研究をさせていただきます。今後も職員に対し研修等を行うとともに、市民に対しても広報やホームページで、この法律の趣旨を周知してまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、このたび新庁舎建設における予算が計上されておりますけれども、合理的配慮に即した設計に基づくものでしょうか。障がい者への合理的配慮をした新庁舎の建設や、また公共施設の整備・改善について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） 新庁舎の設計におきます障がい者への合理的配慮について御説明いたします。

新庁舎の設計におきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法、また愛知県条例にあります人にやさしい街づくりの推進に関する条例などにに基づき、高齢者や障がい者の方にも気軽に安心して庁舎にお越しいただき、また御利用いただけるよう、さまざまな配慮をしております。

その中で幾つか具体例を紹介します。

新庁舎の1階フロアの高さは、浸水時の影響を考慮し、前面道路より1メートルほど高く設定してあります。このため、高齢者や車椅子を御利用の方に対しましては、手すり付きの緩やかなスロープや手すり付きの階段を設置いたします。また、視覚障がいの方には誘導ブロックにより正面玄関まで円滑に移動できる経路も設置いたします。

また、車椅子をお使いの方の駐車スペースにつきましては、正面玄関の車寄せの下に2台、



立体駐車場 2 階に 1 台を確保し、雨の日でもぬれることなく乗降していただけます。そのほか、車椅子用の駐車スペースは既設図書館側にも 3 台を設置いたします。

次に、新庁舎の建物内につきましてはバリアフリーといたしまして、安心して移動していただけるよう配慮いたしております。

また、上下階への移動を円滑に行っていただけますよう、来庁者用エレベーターを 2 基設置いたします。エレベーターの中は車椅子が回転できる大きさを確保し、仮に同乗者がいた場合に回転できなくても、ミラーを設置することで後ろ向きでおりる際に後方の確認がしやすいよう配慮いたします。

また、視覚障がいの方には、点字ボタンによる表示や到着階数などを音声によるアナウンスにより御案内いたします。

続きまして、トイレについてでございますが、庁舎が南北に約 60 メートルと長いため、南北に 1 カ所ずつ設置いたしまして、1 階から 6 階までの南側のトイレには男女別トイレのほかに多機能トイレを設置いたします。多機能トイレは中で車椅子が回転できるスペースを確保し、各階により設置器具は異なりますが、ベビーベッドやフィッティングボード、オストメイト対応の水洗器具などを設置し、さまざまな利用者に対応ができるよう配慮いたします。

また、多機能トイレには、万が一異常があった場合の呼び出し装置を設置いたしまして、4 階の集中警報盤及び宿直室の副警報盤に呼び出し表示を行いまして、異常を察知できるようにいたします。

そのほかにも、窓口カウンターには車椅子のまま使用ができますローカウンターの設置、議会の傍聴にも車椅子のままで行けるなど、さまざまな配慮をいたしております。

また、案内表示に関しましても、障がい者の方や視覚障がいの方にもわかりやすいものを取り入れてまいります。

このように、新庁舎建設事業におきましては、ハード面から障がい者の方々への可能な限りの合理的配慮の提供ができるよう考えております。

また、来年度には建設工事の発注を予定しておりますが、発注後におきましても改善すべき点があれば可能な限り取り入れ、市民の皆様が親しまれる庁舎になるよう努めてまいります。

続きまして、現在の公共施設の整備・改善についてでございますが、各施設において整備状況は異なっております。全ての施設のバリアフリー化や手すりの設置、点字ブロックの設置等の整備には大がかりな改修が必要となることも考えられます。したがって、現在の施設の整備・改善につきましては、本市の公共施設等総合管理計画との整合を図りながら行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

続きまして、法律に関連をいたしまして、最後に学校教育での取り組みについてお伺いをいたします。

児童・生徒の学びと育ちを育む教育現場の対応は、児童・生徒の成長に大きな影響を与えます。不当な差別的取り扱いにより、障がい児童・生徒の権利や利益を侵害してはならないことはもちろん、障がい児童・生徒や保護者から社会的障壁の除去を必要とする意思があった場合の合理的な配慮であったり、また教職員への理解啓発も重要であるかと思いますが、学校教育における取り組み、推進について、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関して、学校での取り組みを申し上げます。

学校は、法の定める合理的配慮の提供者であることに加え、障がいのある児童・生徒が社会に参加していくに当たり、適切な意思の表明ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身につけさせるための教育を担う機関であります。したがって、教職員の理解のあり方や指導の姿勢が児童・生徒に大きく影響することに十分留意し、児童・生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気づきにくいこともある難病等を初めとした病弱、発達障がい、高次脳機能障がい等の理解、児童・生徒等の間で不当な差別的扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発に努めてまいります。

研修・啓発においては、文部科学省等が提供する各種情報を活用することが効果的であること、内容によっては医療、保健、福祉等の関係機関や障がい者関係団体と連携を実施してまいります。

また、学校においては、校長のリーダーシップのもと全校的な支援体制を確立し、障がいのある、またはその可能性があり特別な支援を必要としている児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討などを行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置して取り組んでいます。

さらには、平成29年度から特別教育支援員や特別支援学級担任をサポートする特別支援教育相談員の配置を予算計上しております。

教育委員会としましては、役割の重要性和、その責任を十分認識し、障害者差別解消法の目的に従い、特別支援教育の推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 教育部長より、推進への取り組みをお伺いいたしました。また、先ほどは庁舎建設準備室長より、新庁舎における障がい者への配慮につきまして、具体策を詳細に御答弁いただきました。市民の皆さんを初め障がいをお持ちの方々にとっては、本当

に安心していただけるものと思います。

この法律では、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、そしてともに生きる社会をつくることを目指しています。さまざまな角度から質問をし、市側より御答弁をいただきました。今後におきましても、当事者からの御相談、またお声をお聞きするなど、全庁的な推進体制を整えていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は学校教育で1点、生涯学習関係で1点質問させていただきます。

まず第1点目、小・中学校の英語教育について質問させていただきます。

英語は多くの方が中学校で学習しました。そして、高校や大学等で学んだ人もいますでしょう。しかし、何年やっても、いわゆるしゃべれる人は余りいません。しゃべれる人は、大学や専門学校等で集中的に学習した人、または長期に留学、外国に滞在した人等だと思います。

グローバル社会だと言われて久しくなります。外国の方もどんどん日本にやってまいります。英語は国際語として話せるようになることは大変重要であると思います。そこで文科省は、20年ほど前からでしょうか、外国人のALTを各中学校に配置を進めるようになり、それが小学校へも波及していったように思います。

小学校では主に外国語活動としてゲーム等、会話を中心に楽しい授業が展開されました。そして、現在も続いております。評価・評定はもろんなされていないと思います。どのぐらい子供たちに英語力が定着したのかよくわかりません。

そこでお伺いします。

現行の小学校外国語活動の沿革と問題点について教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校外国語活動の沿革と問題点についてでございますが、公立小学校では平成15年に総合的な学習の一環として国際理解教育が導入され、平成16年度以降は研究校において独自の授業プランを作成して、担任とALT（外国人英語指導助手）が効果的なティームティーチングの指導が行えるように年間35時間の指導計画も作成されるようになっていきました。そして、平成23年より外国語体験活動が小学校5・6年生を対象に必修化され、開始したころは「英語ノート」、現在は「Hi. Friends!」という教材を使って週1時間学習しています。

本市におきましては、まず弥生小学校において平成19・20年度に文部科学省から、平成20年・21年度に海部地方教育事務協議会からの委嘱を受け、英語活動の研究に取り組んでまいりました。この先進的な取り組みの機運の中、本市の英語活動に対する関心は高く、新学習

指導要領に新設された小学校５・６年生の外国語活動は、市内の全小学校において平成21・22年度の移行期間から全面実施をしています。また、４年生以下の学年についても多くの学校がALTを活用し、英語活動または国際理解教育に取り組んでいます。

しかし、問題点として、好きか嫌いかの調査結果において、低・中・高と学年が進むに従って「好き」と答える児童の割合がやや減少する傾向にあることや、学校・学級間での関心・意欲の高低が見られるということがありますし、小中連携の面でいえば、中学校では１年生から英語や英文を読んだり文法を覚えたり書いたりすることから始まりますので、急に難しくなったという印象を子供たちは持っています。

また、教員の指導体制、ALTなどの外部人材の確保などに比べ、教員の指導力や研修は十分でないと感じている教員が多いということが上げられます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○５番（永井利明君） ただいまの答弁にもありましたけれども、長年、こんなことを言っただけですが、やってきた割には、その効果は顕著にはあらわれていないように思いますが、どうでしょうか。特に中学校での本格的な英語学習との橋渡しとしての意義はどうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 児童の英語活動に対する全体的な傾向を見ますと、８割近い児童が英語活動の授業が好きで進んで参加しており、８割以上の児童が、英語が使えるようになりたい、英語は大切だと感じています。児童の英語活動に対する関心が高まっているということでもあります。

中学校への橋渡しをより円滑にするために、中学生になる前に小学校の中学年から聞く・話すを中心とした外国語活動を通じて外国語になれ親しみ、外国語学習への動機づけを高め、高学年では発達段階に応じて読む・書くを含む４技能を総合的・系統的に扱う教科学習を行っていけるよう研究を進めていき、さらに中学校では小学校での学びの連続性を図っていくことの意義は大切であると認識しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○５番（永井利明君） メディアでもほとんど取り上げられませんが、英語とよく似たものにローマ字教育というものがあります。ローマ字と英語は違うということは何回も聞いたことがあり、私もわかってはおりますが、このローマ字教育というのは今どうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現行の学習指導要領にローマ字については、第３学年においては、日常使われている簡単な単語についてローマ字で表記されたものを読み、またローマ字で書

くこととされており、これは日常生活の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たりコンピューターを使う機会がふえたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものとなってきていることなどから、より早い段階において指導するようにされたものです。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 近年、このローマ字教育の重要性が高まったことがあります。それはパソコン教育との関連性からだと思いますが、今ではその多くがローマ字入力ということで、その必要性が言われたからでしょう。しかし、次期の指導要領では、ローマ字については特に触れられておりません。私は現在、小学校3年生でやっているローマ字の時間、僕の記憶では確か二、三時間じゃないかと思いますが、これをもう少しふやしたほうがいいと思っています。

さて、平成32年度実施の次期指導要領に話を移しますが、これはこれまでの教育改革の中でも大変大きなものであると思います。その中の一つが、小学校の英語教育正規導入であります。正規というのは、これまでの外国語活動と違って、国語や算数と同じような位置づけであるわけです。5・6年生で週2時間ずつ、3・4年生は週1時間の外国語活動導入ということであります。そして、5・6年生は評価・評定もしていくということで、テストも導入されると思います。これまでは話す・聞くだけだったものが、書く・読むも入ってきます。そこで、どうなっていくのかということが聞きたいわけです。その一つが教える側であります。

3・4年の外国語活動は、これまでの5・6年生が行っていたやり方でALTが中心となって担任が補助となって進めていくことは予想できますが、5・6年生の正規としての英語指導をどのようにやっていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 5・6年生の正規としての英語指導をどのようにやっていくのかということですが、平成29年度に英語の教科書が文科省から配布されるということを知っております。また、平成30年度、31年度は教科としての英語の授業を先行実施してもよいという期間になります。平成32年度からの新学習指導要領全面実施を見据えて、英語の教科化に向け、小学校における指導体制の強化及びALTの活用促進を目指したいと考えております。

具体的には、先ほど申し上げましたように、発達段階に応じて聞く・話す・読む・書くの4技能を総合的・系統的に扱う教科学習を行っていけるよう研究を進めた上で、来年度より小学校英語活動研究の枠を広げ、小中連携のさらなる強化を目指すとともに、小・中学校の教務主任を中心とした弥富市小中連携英語教育研究推進委員会において、市の全小・中学校の英語教育の充実と、その質の向上、指導者の指導力向上を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 指導も大変であると予想されますが、評価・評定も大変だと思います。どんな評価項目ができるのかわかりませんが、発音とかの項目があると、にわか仕込みの研修ぐらいで評価できるのか心配になってまいります。

次に、平成33年度施行の次期中学校指導要領であります。これも英語については大きく改訂されると思います。これまでは小学校で幾ら外国語活動をやっても、中学校の英語が影響されることは余りなかったように思います。それは、よくも悪くもだと思います。中学校の英語の先生に詳しく聞かなければわかりませんが、小学校で外国語活動をやってきたから、中学校英語の指導が楽になったという話は余り聞きません。まさに一からの英語教育だったと思います。しかし、今度からは、小学校でこれだけ学習したのだから中学校はここからスタートということになるような気がします。つまり、中1で学習する内容を小学校5・6年でやることになるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校で外国語活動の授業が始まってから中学校の英語の先生の話聞きますと、外国語活動の目標である英語へのなれ親しみは達成しているとおっしゃってみえます。

全ての領域をバランスよく育む教科型の外国語教育を高学年から導入することとしており、その際、単なる中学校の前倒しではなく、なじみのある表現を使って自分の好きなものや一日の生活などについて友達に質問したり答えたりすることができるといった発達段階にふさわしい力を育成していくこととなります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 新指導要領は、完全実施が小学校、平成32年度、中学校が平成33年度となっておりますが、移行期間、いわゆる先行実施期間が小・中とも早速来年4月からとなっております。この移行期間の実施は市町村単位で決められると思いますが、これまでの私の記憶では、かなりの部分が実施されるのではないかと思います。そうした場合、すぐに各現場が対応できるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校における外国語教育の導入に当たっては、授業時間数もふえるために新たに時間を生み出すことなど、現行のままでには実施が難しいかと思えます。しかし、先行して教材を整理することや、高学年を担当する現職教員の専門性を高めるための国や県における認定講習の開設支援や外部人材の活用支援なども含め指導者の確保等をあわせて実施し、早い段階で、具体的には平成29年度内に教育委員会と各小学校で、いつ実施に踏み切るか、どのような方法で行うかを十分に話し合った上で、平成30年度の先行

実施に備えたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が一番心配しているのは、今までの各教科の授業数をそのままにして、新たに3・4年生で英語でプラス1時間、5・6年生でプラス2時間が実際にできるかどうかということであります。

新指導要領では、時間割り編成等については各学校がカリキュラムマネジメントを促進すると示しているようですが、もう現場はパンク寸前ということを目にします。そんな中、どのようにしていくのか、プランがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現段階で明確なプランはございませんが、取り組み方として、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の音声や語順等に気づいた上で、外国語の音声や表現などになれ親しませるようにするために、中学年から聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を行い、高学年の教科型の学習につなげていくことが必要であり、そのためには年間35単位時間程度の時間数が必要です。

高学年では、現行の外国語活動（35単位時間）における聞くこと、話すことの活動に加え、読むこと、書くことを加えた領域を扱うためには、年間70単位時間程度の時間数が必要となってきます。

したがって、時間数としては、中学年、高学年において、それぞれ年間35単位時間増となり、週当たりで考えれば1こま分ですが、小学校における多様な時間割り編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取り扱いとすることは困難と思われます。地域や学校の実情に応じて組み合わせながら柔軟な時間割り編成を可能としたり、現在既に小学校で行われている時間割り編成の工夫を参考にしながら、効果的な創意工夫のあり方を検討していくことになります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ゆとり教育からの脱却と言われて、指導内容が余りにも膨らみ過ぎてきた昨今であります。とても学校や市町村の段階では解決し切れない課題もふえつつあります。

最後に、市長にこれからの英語教育、その他学校教育全般についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員のほうから、英語教育に関する学校での御質問でございますけれども、冒頭議員もおっしゃっているように、これからのグローバルな社会において児童・生徒がしっかりと御活躍いただくためには、英語というのはまさに大切な語学であろう

と思っております。その究極は、話すことができる、あるいは読むことができる、あるいは書くことができる、特に話すことができるということについては大変重要な位置づけであろうと思っております。

現在でも小学校におきまして英語教育がされておるわけですが、これはさまざまな形で児童間のコミュニケーションツールというか、なれ親しむというような領域ではないかなあと思っております。そして、中学校への英語教育へのスムーズなつなぎ役もあるわけですが、中学校に入りますと、私どもの経験からしてもそうですけれども、高等学校への進学ということに対してどうしてもその力点を置かざるを得ない。いわゆる文法等をしっかりと勉強されるわけですが、そういった形について生徒のほうから少し英語に対する興味を失ってきってしまうというようなことがあるんではなかったかなあとも思っております。

そうした形の中で、先ほど議員からお話がありましたように、2021年、あるいは2020年という形の中で新しく改訂される新学習指導要領という形の中において、現行とどう違うんだということを、この学習指導要領を熟知しながら、その問題点を探っていかなきゃならないと思っておるところでございます。

そうした形の中で教育委員会の役割も非常に大きいだろうと思っておりますけれども、大変失礼なことではあるかもしれませんが、先生の英語力についても問われてしまうということがあろうかなあと思っております。そうした形の中で、英語担当になる先生、あるいはALTとの関係、こういったことについてしっかりとしていかなきゃならない。生徒のほうに教える立場としての先生たちの英語力ということに対しても研修を踏んでいただきたいと思っておるところでございます。

英語教育の実態について、私は教育委員会ともども新学期になりましたら一度学校のほうへ訪問させていただき、しっかりと現状の英語教育について把握をしていきたいと思っております。

私は、特に話すということ、あるいは聞くということについては、現在の英語学習塾がどのようなことを取り入れているかということについても勉強する必要があるというふうにも思っております。そうした形の中で、その関連するような機器というものがあれば、図書館の一角に置いて、そういったものを装置し、また児童・生徒が興味を持っていただけるならば、これは非常に大きな効果もあるかなあと思っております。こんなことも教育委員会ともども、あるいは学校ともよく連携をとりながら考えていかなきゃならない一つの課題だろうと思っております。

実際問題、英語をマスターするということはそう簡単なことではないということ、英語に携わる全ての学校関係者、私ども行政、あるいは教育委員会ともども、しっかりと



う一度この英語教育に対する考え方を改めるべきであろうと思っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。貴重なお考えをいただきました。

○議長（武田正樹君） 永井議員、質問の途中ですけど、暫時休憩といたしたいと思います。  
再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 午前中に続きまして、質問の2点目、歴史民俗資料館の運営について質問をさせていただきます。

この歴史民俗資料館は、現在のところにできて20年以上が経過していると思います。私自身、できてから現在まで、20回以上は行かせていただいております。当地弥富は、歴史的にも由緒ある建物、書画も多く、偉人も多く輩出しております。文化財的なものが散逸しないように集中管理する意味もあると思います。また、過去の人が使っていた農具、漁具、生活用具も貴重な財産であります。そういうすばらしいものが展示してあるこの歴史民俗資料館の存在を御存じない市民もいるかもしれません。1日の来館者数も余り多くないように思います。

そこでお伺いしたいと思います。

ここ三、四年ほどの来館者数の推移を教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 議員御質問の歴史民俗資料館の来館者数ですが、平成25年度は年間3,576人、1日平均にしますと14.3人、平成26年度は年間4,017人、1日平均にしますと16.2人、平成27年度は年間3,825人、1日平均15.3人の来館者数となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、1日平均15人ほどということですね。年間を通して考えますと、土・日・祝日や何か催しを行う場合、来館者が多くなると聞いております。本年度はどんな催しがなされたか、教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 平成28年度の歴史民俗資料館の事業ですが、企画展や講座な

どを開催して、郷土の歴史、民俗、産業、自然等を紹介しております。昔の暮らし展の開催や講演・出前講座、小・中学校の社会科の授業の一環として見学の受け入れ、また愛知県などが開催するスタンプラリーなど、各種事業を展開しております。

特に平成28年度におきましては、市制10周年を記念しまして特別展として「弥富金魚150年」を企画展として開催しました。こちらは、10月15日から11月27日までの32日間で2,000人を超える方が来館され、金魚の歴史を学んだところであります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） とてもすばらしい企画だと思います。できるだけ多くの来館者に来ていただくことが意義のあることだと思います。

ちょうど小学校3・4年社会科の教材に、昔の道具と人々の暮らし、昔から伝わる行事、地域の発展に尽くした人々というのがあります。ことし1年間で市内の小学生が社会見学という形でどのくらい訪れたのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 小学3年生の3学期に社会の授業で、昔の暮らしがテーマになった授業が設けられております。各小学校が工夫して授業を行っておりますが、その一環として歴史民俗資料館を社会見学として、今年度は市内の小学校6校が来館しております。また、歴史民俗資料館もこの授業に合わせまして、1月から3月の間、昔の暮らし展を開催し、授業に役立てております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 歩いてこられる距離の小学校はいいわけですが、遠い学校は市のバスを利用してでもぜひ来るようになると思います。

次に、今後の歴史民俗資料館の運営についてお聞きしたいと思います。

昨年、市長より、庁舎完成の暁には保健センターを移動し、図書館棟1階に歴史民俗資料館を移すという話がございました。それはすばらしいことだと思います。今の場所は、過去には郡役所が置かれたりした由緒ある位置であります。駐車場スペースも少なく、いわゆるリピーターも少ないように思います。図書館とつながっていれば、図書館へ来る市民の方が少し寄っていかうかということになって、来館者もふえること間違いないと思います。

そこで、新しい資料館はどんな感じの内容にしていけるのか。今ある部屋をそのまま使っていいのか。展示スペースは、常設のものはとか、まだ先と思っていると、すぐに来てしまいます。また、生活用具、電気器具も、30年前、50年前と比べると随分違ってきております。昭和の古いものが多くに残っているような気がします。何かテーマを決めて収集し、展示するのもおもしろいと思います。現在、どんな計画をお持ちなのか、お聞かせをください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 歴史民俗資料館は、総合的に弥富市の歴史や民俗を調査・研究及び展示をすることにより、市民ばかりではなく、広く弥富市を知っていただく資料館として親しまれているところであります。

新しい庁舎が完成し、図書館棟に移った後は、弥富市にゆかりの深い偉人たちにかかわる資料の常設展示や企画展コーナーを充実させるなど、より多くの方に先人たちの生活文化の特色を示す資料を展示し、広く一般に公開するとともに、これらの歴史的意義を理解するための学習の拠点として計画してまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最後に市長にお伺いしたいと思います。

歴史民俗資料館は、弥富市の歴史を知っていただく絶好の場所だと思います。歴史民俗資料館に対する思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほど来、歴史民俗資料館に対する位置づけというようなことにつきましては、担当の教育部長からも答弁をさせていただいたところでございます。弥富市の古きを訪ねて、そしてまた新しきを知っていただきたいということで、老若男女、そしてまた小学生の児童等においてもさまざまな展示をしているところでございます。

また、昨今では文化活動という形の中において、非常に多くの市民の皆様が興味を抱いていただいているというような状況の中で、弥富市に大変有名な漢詩人の服部擔風先生であったり、あるいはまた個人としては日本画で大変有名な市野亨先生であったり、あるいはまた日本画だとか洋画を自分のテリトリーとしていただいていた加藤静児さんというような形のものは、今まで個人的な形として展示会を開かせていただいたところでございます。また、団体といたしましても、文化人の集合団体という形の中での展示もさせていただいております。

先ほど議員からお話があったように、現在の歴史民俗資料館は、駐車場スペースも狭く、また展示するものについても、そのスペースが少ないというような状況でございます。いずれにいたしましても、歴史民俗資料館もいずれは老朽化してまいりますので、今回の庁舎の建設については合理的な考え方をしていかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。耐震化が進んでおります図書館棟においての保健センターの1階を新しい新庁舎の中に入れることにおいて、歴史民俗資料館をその後に考えていったらどうかということは、再三皆様方にも御答弁申し上げているところでございます。

そうした形の中で、これは広く市民のほうから、どんな歴史民俗資料館にしていくかということについて私はアンケートをとっていったらいいかなあと思っております。それぞれの

御興味のあるさまざまな歴史、あるいは文化、そしてまた将来に対して弥富にこんなものができるといいねえというような、まさに先ほど最初に言いましたように、古きを訪ねて、今後の弥富はこんな形にしていくといいねというような形での資料館になっていけばと思っています。

そうした形の中で、先進自治体を研究することも必要であるわけでございますけれども、市民の皆様の手によってつくられる歴史民俗資料館というのが私は一番いいだろうと思っていますので、そんなところを一つのポイントにして考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2項目に質問させていただきます。

まずは、平成29年度における農業施策についてでございます。

アメリカの大統領がトランプ氏に決定をいたしました。この大統領が署名しましたTPPに関する大統領令には、アメリカがTPP交渉から永久に離脱することを指示すると記されていきました。そして、アメリカの産業の発展を促し、アメリカの労働者を守り、アメリカ人の賃金を引き上げるために可能な限り二国間貿易交渉を進めていくとして今後の方針を説明されました。

TPPが発効するためには、加盟国12カ国のGDP（国内総生産）の85%以上を占める少なくとも6カ国以上が国内手続を終える必要があります。このうち、アメリカが全体のGDPのおよそ60%を占めるため、トランプ新政権がTPPからの離脱を決定したことで、発効のめどが立たなくなりました。

日本政府の対応は、安倍総理大臣が衆議院予算委員会で、TPP協定への理解を粘り強く働きかける考えを示しながらも、日米の間でどのような経済連携の関係がよいかも見据えながら議論をしていきたいと述べ、アメリカとの間でFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の締結に向けた交渉を行うことに含みを持たせております。

日本の農業とTPPの関係については、締結されれば一番のメリットは農作物を海外に売り込めるということでしたが、日本の農作物は味も安全性も含めて信頼度がよいわけですから、食イコール安全イコールお金が高くてもよいという考えもあるぐらいなので、海外ではかなりの消費者に好まれ需要が高まれば、飛ぶように農作物が売れるようになったかもしれません。

しかしながら、農業に対してのデメリットもあります。個人農家の衰退・減少であります。

T P Pには関税がありませんから、もちろん海外から日本の価格では考えられないほど安い農産物が出回ります。消費者が海外の農産物を選べば、農家が衰退することは間違いございません。アメリカという国の力は、経済、人口、面積を含めて、いまだに強大であります。T P P離脱となると、まず売り込みができませんので、日本全体のものやサービスの輸出は減ると予想されます。また、逆もしかりです。アメリカのものやサービスにも関税がかかるわけですから、同じことが言えます。

国全体の輸出量や国内自給率を考えれば、それこそ比になりませんが、安い農作物が入らなくなれば、農家にとっては国内産を販売しやすくなり、国内自給率も上がります。日本にとっては非常に厳しいですが、農業にとっては難しいT P P、この先どうなっていくのでしょうか。これを踏まえて質問させていただきます。

T P P締結での米価下落が予想されていて、弥富市においても一昨年あたりから農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化が進んでおります。過去にも農地中間管理事業に関して質問をさせていただいた経緯はありますが、新年度に向けて改めて聞きたいと思えます。

全国的に見ましても担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているとのことです。国としては、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく方針であります。このため、農地中間管理機構は、さらに推進するためにも、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

弥富市では、平成28年度の経営転換・リタイアする場合の経営転換協力金、農地の集積・集約化に協力する場合の耕作者集積協力金、機構にまとまった農地を貸し付けた地域への地域集積協力金、それぞれどの程度実績が上がっておりますか。

また、28年度から導入されております15年以上機構に貸し付けた場合の最初の5年間、10年以上15年未満の場合の最初の3年間、2分の1に固定資産税が軽減される方はどれくらいおられるのでしょうか。そして、28年度終了時点のトータルしてここまでの集積面積、割合を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

本年度も農地中間管理事業の推進に御協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、1点目の協力金の実績状況でございますが、平成28年度の各種協力金の状況で、経営転換、リタイアする場合の経営転換協力金は36件で面積約23ヘクタール、金額983万9,000円となっております。農地の集積・集約化に協力する場合の耕作者集積協力金は21件で面積約12ヘクタール、金額122万2,000円でございます。機構にまとまった農地を貸し付けた地域

への地域集積協力金につきましては5地区で面積約30ヘクタール、金額459万6,000円となっております。

2点目の御質問でございました固定資産税の軽減される方はどれくらいおられるのでしょうかということでございますが、今回、農地中間管理事業によります固定資産税の軽減措置は、所有する全ての農地、10アール未満の自作地につきましては除くことができますが、その農地を農地中間管理事業のための賃借権を新たに設定し、かつ当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に該当する方が、最初の3年間もしくは5年間、課税標準を価格の2分の1にするという対象となるわけでございます。来年度の課税計算につきましては、現在、税務課のほうで進めておりまして、現時点で正確な人数につきましては不明でございますが、私ども農政課のほうとしましては約15人ほどの方が適用されるのではないかと考えております。

また、3点目の現在までの集積面積、また割合はという御質問でございますが、平成28年度の農地中間管理事業によります農地集積面積は55.3ヘクタールでございます。平成27年度の面積と合わせますと現在合計250.7ヘクタールというふうで農地中間管理事業によります集積がまとまっております。割合でいきますと、現在、弥富市の水田面積というものが約1,650ヘクタールございますので、割合的には全体の約15%というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 協力金のほうも、28年度からでしたっけ、減額をされておることと、この1年で集積に急に気持ちに移るというような農家さんもそんなにはおられないと思います。また、29年度に関しても集積のほうは鈍化していくんではないかなと思っております。

また、課税の軽減措置に関してでございますけれども、農地に関する固定資産税というのを考えると、余り優遇されたような気持ちにはなれない制度ではなかろうかと思っております。

また、トータルの集積面積を聞かせていただいたということで、次の質問に移らせていただきます。

多面的機能支払交付金についてでございます。

昨年、まだ交付金制度に加入がなかった北部地区への対応について質問させていただいてありますが、今回、土地改良役員さんへの説明会、一部集落への地元説明会を開催した結果を踏まえて、改めて質問させていただきます。

近年、農村地域の高齢化、人口減少などにより、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担

い手への水路・農道等への地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されるという懸念がある状況でございます。

このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があることを目的に、この制度があるわけでございますけれども、確かに高齢化は否めませんが、それ以上に農地を中間管理機構に預け、農家の方々の農地への執着がなくなってきたということも問題であります。

このような状況が進んでいくと、担い手農家さんへの負担が増し、将来的には農地中間管理事業も多面的機能支払交付金制度とともに崩壊していくのではないかなというような心配もしております。この後、3月には個別に単位集落への説明会を土地改良を中心に予定しておりますわけでございます。市として農家さんへの御理解を得る良策などはございませんでしょうか。

また、今回の説明会の内容には、広域化への案も盛り込んでおります。既に市内では南部地区が実施しているわけでございますけれども、事務手続の一本化により事務負担が軽減され、複数集落の対象農用地面積に応じた交付金により、老朽化が著しい水路への重点的な活動が可能になります。広域の協定の対象となる区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ヘクタール以上を有する場合は対象となっているそうでございます。面積要件は理解はできるんでございますけれども、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度の要件について、もう少し詳しく説明をお願いできませんか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の農家への理解を得る良策でございますが、多面的機能支払交付金は地域の共同活動を支援する制度でございます。地域の自治会・町内会で実施しております一斉大掃除等での水路の泥上げや自然環境の保全のための休耕農地への花の植栽など、従来から地域で実施している行事からまず取り入れていただければよろしいかと感じております。

2点目の昭和25年2月1日時点の、要件でございますが、多面的機能支払交付金実施要綱には、議員のおっしゃられるとおり、広域活動組織の区域は、旧市区町村区域等が対象区域となる旨記載されております。その旧市区町村区域が、昭和25年2月1日時点での市区町村であった区域ということでございます。具体的には、本市では旧弥富町、鍋田村、永和村の一部、市江村の一部、十四山村が旧市区町村区域というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この要件が適用されても、広域がまとめ上げられるか限りませんけ

れども、好条件であることには間違いないわけでございます。最後は当該地区の個々の農家さんの気持ちだけということでございますけれども、これからも働きかけていきたいと思っております。

次の質問でございます。

日本の食事に欠かせない米、これまで減反政策の上に成り立っております。しかし、この政策が平成30年をめどに終了いたします。かつて政府は農家から米を高く買い、市場に安く売っていました。これは主食である米の価格を安定させるためでありましたが、生産量がふえるほど政府は損をし、さらに売れ残りが出て値崩れが起きてしまいます。それを避けるために、減反という生産調整が行われるようになりました。

1994年以降には政府による米の買い付けは行われておらず、各農家に生産目標の名で生産量の上限が割り当てられ、それを達成した農家に補助金を出す仕組みになっております。さらに自給率の低い作物を余った農地で作ると、補助金を得ることができるのでございます。

この減反という生産調整の位置づけが変わったのは、戸別所得補償が導入された2010年です。この制度は、作物の価格が生産コストを下回った場合、国がその差額分を生産農家に補償するものであり、その上、減反を条件に農地10アールあたりに1万5,000円の補助金が一律支給されておりました。

しかし、これも2018年（平成30年）に、この政策が廃止されるということが閣議決定されております。その理由はもちろんTPPであります。補助金も2014年から2017年には7,500円に減額され、それ以降は生産目標がなくなるため、どれだけ米をつくってもオーケーですが、補助金はもらえなくなります。

そもそもTPPにより米の関税が撤廃されれば、生産調整も意味がありません。現状は減反しても補助金が得られるのでよいだろうが、生産目標以上の作物をつくれないこの制度は、自主的に生産性を高めてどんどん商売をしたいと思っている農家の夢を阻む側面がございますが、弱者は守られるが強者は育たない制度でございました。

TPP締結後は、海外から安い米ががんに入ってくることが予想され、価格では太刀打ちするのは困難なので売れる米で勝負するしか道はなく、価格以上の価値を生み出すブランディングが大事になってくると思われておりました。この勝負には相当工夫を凝らさない限り勝ち目はないだろうと、政府は食用米以外の栽培を推奨し、飼料用米などに切りかえると10アール当たり8万円補助金を出していましたが、2014年から最大10万5,000円に拡大をしております。

多くの農家が米栽培での経営は赤字でございます。そうなりますと、減反廃止イコール補助金打ち切りを期に廃業か転作を余儀なくされ、より中間管理機構への預け入れが加速するであろうと思われます。この加速に、現在、市内の担い手農家さんは対応できるのでしょうか



か。

またもう一点、国土が狭く、農地面積も限られている日本において、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持・強化等を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要であり、このため需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興をコスト削減とあわせて図るとともに、小麦・大豆など、固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付を拡大していくなど、こういった取り組みを進めており、水田活用の直接支払交付金、こちらに関しては平成37年度までの国の政策目標が示されておるといふことでございますけれども、こちらの交付金についてはまだ継続をされていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） まず、1点目の市内の担い手農家の対応でございますが、国の目標としまして、農地中間管理機構を活用し、平成35年度までに全農地の8割を担い手に集積するということが位置づけられております。また、議員のおっしゃられますように、多くの農家が今後、高齢化などにより耕作からリタイアされると、ますます農地の担い手への集積・集約が進むと考えております。

このような状況に市内の担い手農家さんに対応していただけるよう、法人化を進めていただくなど、経営体質の強化をお願いしていきたいと考えております。

2点目の御質問でございます水田活用の直接支払交付金でございますが、国からの生産数量目標が示されますのが平成29年度までとなっております。水田活用の直接支払交付金につきましては、農林水産省の資料にも平成37年度までの政策目標が記載されておりますので、水田を活用して飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産した場合の交付金につきましては、平成37年度まで交付されるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 農地の集約化には、最終的には強靱な担い手農家さんの体制づくりだと思っております。1歩先、2歩先を見据えた話し合いをまたお願いしていきたいと思っております。

また、麦・大豆などの転作、まだまだ続くという形で受けとめましたが、政策としては廃止される制度との兼ね合いから、個人的には本当にわかりにくい制度だなというようなことを思っております。

また現在、弥富市単独事業でございますけれども、転作に対しての補助金について、こちらに関して今後の見通しを少しお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

さまざまな農業を取り巻く環境というのは大変厳しいわけですが、そうした形の中で政府としても農地を守っていこう、あるいは農地の生産性を高めていこうという形の中でさまざまな補助金制度ということを今までもやってきたし、また今お話がありましたように平成37年度までにおいては、減反政策というのは終わるけれども、他の目的でそれを継続していくというようなことも言われておるわけですが。

本市といたしましても、今まで生産調整の対策事業というような状況の中で、減反に対しては10アール当たり3,000円、そしてまたその転作奨励金といたしましては10アール当たり7,000円という形の中で1万円の補助事業を継続してまいりました。そうした形の中で、いろんな形の中で農業を守っていかなきゃならないというのは重々わかるわけですがけれども、私どもといたしましては、行革元年ということをよく口にするわけですがけれども、先ほどの支部長会議においても私は話をさせていただきました。平成30年においては、減反当たり、10アール当たり3,000円、あるいはまた転作当たり7,000円ということにつきましても、しっかりと見直しをしていくということを申し上げました。

そうした形の中で、弥富におけるさまざまな厳しさということも御理解をいただきたい。特に社会保障である費用等も非常に増大しているわけですので、その辺につきましては、利用権設定をされているオペレーターの方、そしてまた農家の地主の方と協議をしながら進めていかなきゃならないと思っておりますけれども、市としての単独補助事業についても見直しをさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） このお話は2年ほど前ですか、市長のほうから将来的には考えていかなければならないというようなお言葉も聞いたような記憶がございます。いよいよかというような気持ちもございますけれども、これはある一部の農家さんが補助を受けておるというわけですが、これからは農家全体、例えば土地改良の賦課金等々に対する補助となるような形の中で移行していただきたいなというような要望でございます。よろしく願いをいたします。

次の質問でございます。

こちらでも以前質問させていただいた地域農業再生協議会であります。この協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的に設置されております。

海部南部地域農業再生協議会は、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村、JA、農業共済な

どなどが原則として会員になっておるということでございますが、ほかにどのような団体が会員となっておるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 海部南部地域農業再生協議会の会員でございますが、規約により、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村、JAあいち海部、愛知県農業共済組合以外に、3市町村の議会、農業委員会、生産組合長、土地改良区、担い手農家によります受託部会が会員というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これに続いての質問でございますけれども、農業政策においては、総合的なTPP関連政策大綱に即し、水田、畑作、野菜、果樹等の産地が創意工夫を生かして地域の強みを生かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があるとしています。

このような背景をもとに、産地パワーアップ事業がございます。農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ実需者のニーズに応じた生産を行うことで収益力の向上に一体的かつ計画的に取り組む山地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取り組みをソフト・ハード面で一体的に支援するということになっております。

今回、産地パワーアップ事業を視野に入れた支援のため、この協議会の規約が一部改正されたと聞いておりますが、具体的な内容を少し聞かせてください。また、管内での交付はあったのでしょうか、それもあわせてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 議員の御説明にございました産地パワーアップ事業でございますが、この事業によりまして農業者や農業者団体を支援する場合、地域農業再生協議会——私どもですと海部南部地域農業再生協議会でございますが——が作成します産地パワーアップ計画に該当者を位置づける必要がございます。そのため、協議会規約を改正し、今回、事業の項目に産地パワーアップ事業を加えたものでございます。

また、当管内におきます産地パワーアップ事業によります交付のほうは、現在ございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この質問に関しては、市内のほうでこの事業に手を挙げようかというような動きがあったということで、通告のときには詳細に聞こうかなあと思っておったわけでございますけれども、どうやら弥富市内のほうで要件不足で認められないというようなことになったと聞いております。この事業に関しては本年限りということで、これ以上質問というようなことも見当たらなくなってしまったというような状況でございます。

次に移ります。

農業委員会の法改正については、私たち議員は全員協議会、常任委員会で説明を受けておるわけでございます。しかしながら、なかなか市民の皆様には周知されていないように思われます。そもそも農業委員会は、農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進をよりよく果たすことが主たる使命でございます。

主な改正点としては、農業委員の選出方法は、これまでは選挙制と市長の選任制の併用だったのでございますけれども、市議会の同意を要件とする市長の任命制一本化にするというようなことでございます。過半数を原則として認定農業者といたします。委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度にします。また、現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を設置するということ、そして推進委員はみずからの担当区域において活動を行うことを上げております。

この改正は農家の皆様へどのような形で周知をされておられたのでしょうか。また、農地利用最適化推進委員の役割について、もう少し具体的にお話を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 御説明させていただきます。

今回の農業委員会法改正につきましては、農協法の改正と合わせまして実施されまして、国会での審議等を含め、新聞やテレビ等で大きく報道されておりましたので、市としての周知につきましては特にしておりません。

ただし、今回の改正によります農業委員や新たに設置します農地利用最適化推進委員の定数につきましては、各市町村個別の案件ということになりますので、議会だよりなどでの議案審議内容やホームページでの周知を実施しております。

また、今回新たに設置いたします農地利用最適化推進委員でございますが、担当区域での担い手への農地集積や農地パトロール、農業への新規参入の促進などの農地等の利用の最適化ということを日常的に担っていただくことが役割となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私のところに来た問い合わせにおいては、決してその方が委員をやりたいというようなお話ではなくて、特に市内の北部地区なんかにおいては、委員がある地域に偏るのではないかという心配からだとは思っております。国の改正でございますから、将来のビジョンのある農家の方々が主にやっていただければと思っております。

また、この認定農業者ですが、平成5年から制度が創設されているということでございますけれども、具体的には農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市が作成する基本構想に照らして市が認定された農

業者ということでございますけれども、今後、この認定農業者の役割は重要になってくるわけでございます。高齢化が非常に危惧されておるわけで、後継者不足ということを耳にいたします。新しい新規の認定農業者は多くおられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 認定農業者でございますが、本年度、平成28年度の当初は93件の認定農業者の方が見えました。ただ、高齢化によりやめられたりお亡くなりになった方が見えまして4件減りまして、現在は89件の登録となっております。そのため新規という形では本年度はございません。

今年度についてですが、新規の認定農業者の方はお見えになりませんが、担い手の中には後継者の方が既に農業にかかわっておられる農家が何件もありますので、今後、共同申請等がふえてくるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 共同申請というような形で後継者の方が引き続きということであれば、急激な減少というのはないようでございますけれども、ただ長いスパンを見ていけば、農業後継者の減少というようなことも視野に入れていくわけで、将来的には非常に心配なことであろうかと思えます。

最後に、統括して市長にお尋ねをいたしますが、トランプ大統領がTPP交渉から永久に離脱する大統領令に署名をし、その後、日米自由貿易協定（FTA）交渉になりかねない事態となっております。安倍首相はFTAについて、日本の国益になるのであればいいし、国益にならないと進めないと語っており、国益にかなうと判断すれば交渉入りを容認するというような姿勢を示しております。

日米FTAになれば、焦点の自動車を初め、農業分野でも日本は譲歩を迫られる立場で、冷静な対応を求める声も上がっております。TPP以上に農業には厳しくなるのではないかなというようにございまして。そちらの見解もお聞きしたいと思います。

それともう一点、農林水産省は今国会に土地改良法の改正案を提出しておりまして、農地中間管理機構が預かった農地を農家負担なしで整備する優遇制度で、転用を規制するための特別徴収金を設けます。農地整備後に機構への農地の貸し付けをやめた出し手農家に対し、事業費の支払いを求めます。優良農地の転用を防ぐと同時に、機構を通じた担い手への農地流動化を確実に進める狙いがあるそうです。こちらはまだ決定をした事項ではございませんけれども、この案に関してもあわせて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、アメリカ大統領のトランプ大統領が1月に就任されたわけござい

ます。矢継ぎ早に大統領令を署名されて、さまざまな議論も呼んでいることも皆さん御承知のとおりでございます。そうした形の中の一環としてのＴＰＰということに対しても離脱をするということが表明されております。そういったことでＴＰＰの発効はあり得なくなったわけでございますけれども、今後は、アメリカは日本に対して二国間の自由貿易協定、いわゆるＦＴＡの締結を要求してくるというような状況になっております。

安全保障等の問題については、日米同盟というものを堅持していくということが表明されておるわけでございますけれども、アメリカの最大の輸出国は日本であります。日本が一番多くのアメリカの穀物、あるいは完成品、あるいは加工品という形の中で、米だとか、あるいは畜産物を中心に我々としては輸入されてくるわけでございますので、相当な規模でアメリカの農業というのはされてくるわけでございます。そういった形の中において、市場開放ということについては相当アメリカは厳しくやってくるだろうということを予測するのが私は常道であろうと思っております。

先ほど安倍総理の基本的な考え方もおっしゃってみえましたが、まさにそのとおりだと思います。本当にそういったＦＴＡ交渉というのが、日本にとって利益がなければやめるということが言い切れるかどうか、これが試されるだろうと思っております。農業を取り巻く環境は大変厳しい状況の中で、この日本の立ち位置というのは極めて難しいということを考えるわけでございます。どうかしっかりと政府として交渉をいただいて、日本の国益にかなうような形でお願いをしていきたいと思うような形でございます。

もう一点の土地改良法の改正案についての見解ということでございましたけれども、新たな土地改良法の改正案につきましては、今、議員が御説明をいただいたとおりでございます。この事業によって整備された農地が直ちに転用されてはいけませんという形の中で言えるわけでございますけれども、農業という形の中での農地というのは、いろんな形で利用されるということが我々としてはあっていいだろうと思っております。守ることと攻めることという２局面が農地には私はあると思っております。そういった形の中で基盤整備事業が農家の負担なしに実施できるということは大変結構なことでございますけれども、我々のように都市近郊の農家ということについては、その農地のあり方というのはしっかりと検討していく必要があると思っておりますので、この制度についてよく検証していかなきゃならない、全てがプラスにはならないということを土地改良法ではお願いしていきたいと思っております。

三浦議員も弥富土地改良区の理事長をやっていただいております。そうした形の中で、農業政策に対するさまざまな基盤整備事業、あるいは農家の方たちのリーダーシップをとっていただいておりますので、その辺もあわせて土地改良の一人の役員としてもしっかりとお考えいただければ幸いかなあと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） まだ国として何も動き出してはいないわけで、何も決まってないというようなことで、こういった事柄に対しての質問で大変申しわけない思いでございましたけれども、想定範囲内ということで、この水郷地帯の弥富市の対応ということで少しお聞きしたわけでございます。

また、土地改良法改正案というようなことでございますけれども、農地中間管理機構に預ける農家が増加していく中で、土地改良事業としても、預けられた農家さんにいたしましても、基盤整備を進めていく上では朗報なのではないかなというような改正案になり得ることを期待して、1項目めの質問を終わらせていただきます。

次に、市内防犯カメラ設置状況についての質問でございます。

愛知県では、県民が安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、市町村等の関係機関・団体が一体となって犯罪のないまちづくりを推進しております。

そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する不安を緩和するため、設置及び運用に関するガイドラインを策定しております。弥富市においても、ガイドラインと個人情報保護法などの法令に従って適切な運用に努められておられると思いますが、設置に当たって配慮すべきこともあります。設置目的または場所、撮影範囲、管理責任者の指定、画像の漏えい、滅失、毀損、改ざん防止などの画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間、消去方法、そして画像の利用・提供の制限、苦情等への対応ということが上げられております。

全国的に見ましても、公共施設に防犯カメラの設置が増加しております。不特定多数の人が行き来する場所では、突然のトラブルが起きる場合を想定いたしまして、未然に防げるよう安全管理を徹底しなければなりません。しかしながら、防犯カメラは目となり犯罪発生を記録することよりも、一番は犯罪が発生する前に、カメラをつけていることで犯罪を抑止することが重要になってくると思っております。

公共施設、主に学校では子供、その他の施設では高齢者など、事故やトラブルが起きた場合、個人では対応できないケースが想定されます。弥富市全体で安心できる環境づくりが必要でございます。

平成28年度、10台の設置予定ということになっておりましたが、現在、ここまでの公共施設、小・中学校、保育所などの総設置台数はどうなっておりますか。また、市として防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを、プライバシー保護などに関する件を重点にどのように策定されておりますか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） まず、1つ目のほうからお答え申し上げます。

これまで本市では、弥富駅前に設置しました3台を初めとして、市内の総合計は23台であります。このうち、平成28年度において設置いたしました防犯カメラは、近鉄弥富駅前2台、富島地下道2台、十四山西公園1台、下之割に隣接しています北前新田地下道1台、ひので公園1台、中六公園に1台、五明公園1台、弥富駅北第3駐輪場3台となっております。この第3駐輪場の3台のうち1台は、ふぐあいのあったカメラの取りかえ分1台を含んでおります。

小学校におきましては、弥生小学校4台、桜小学校2台、大藤小学校2台、栄南小学校3台、白鳥小学校2台、十四山東部小学校2台、十四山西部小学校3台、日の出小学校が12台となっております。

中学校におきましては、弥富中学校7台、弥富北中学校2台、十四山中学校4台でございます。

保育所では、弥生保育所5台、白鳥保育所5台となっております。

また、プライバシー保護につきましては、弥富市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱におきまして、防犯カメラが作動している旨の表示や画像の記録媒体の管理等について定めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 思ったより設置台数があるということでございますが、また台数がふえれば、トラブルも多くなるのではないかもしれません。十分な対応をお願いしていきたいと思っております。

次に、平成29年度、前年度同様に台数が予算計上されておると思いますが、設置予定場所ということでございますが、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

次年度の予定ということで、平成29年度におきましては公園への設置を予定しております。具体的には、水郷公園、五反波公園、平島北公園、川平北公園、川平南公園、平島東公園、作左山公園、楽荘公園、中之割公園、十四山東公園を予定しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは通告が、予算書が私たちに配られる前に通告をしちゃったということで、予算の説明書の中にも記載をされておったということでございますが、気になる点が少しございまして、予定している公園、大きさに大小があるというようなことでございます。小さな公園ですと、近隣住宅が映り込むような公園もありそうなのですが、これは事前に近隣住民の方々への周知というのはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。



○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

私どもの設置する防犯カメラにつきましては、市の所有地及び公道上ということで限定したものを映すようにしております。ですから、例えば小さな公園であっても公園のみの撮影であつたり、公園の出入り口を中心として道路面のみであつて、民家とか、そういった施設が映る場合につきましては設置をしないというふうにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市民の皆様の安心・安全を守るために、防犯カメラの設置というのは大変重要なことだろうと思って、3年計画を着々と進行している状況でございます。これは、単に防犯上の役割だけではなくて、防災・減災というような役割も含めて今後は活用していきたいと思っております。

民間のところから御寄附いただくというような状況もございますけれども、市としては危険な箇所ということにつきまして自治会のほうからお聞きしたりして設置を進めていきたいと思っております。

そして、安心・安全なまちづくりという形の中で皆さんに御理解いただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、御理解ください。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 防犯カメラ設置というような表示もなされるわけでございますけれども、もし市のほうに問い合わせがあったというときには、丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

愛知県の防犯カメラに対するガイドラインに該当するのは、公共施設以外に商店街、駅、金融機関、コンビニ、スーパーなどの小売店、病院など、不特定多数の人を撮影している場合はプライバシーを侵害するおそれがあり、ガイドラインに準じた運用を行うことが求められております。

また、不特定多数の人の出入りが想定されていないマンション・アパートなど共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象とならないというようなことになっているそうです。

弥富市では、このガイドラインに準じて、防犯カメラの運用をしている民間の設置場所ということに対しては把握されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 民間の設置します防犯カメラにつきましては、把握をしてございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 数多くのカメラが恐らく、スーパー、コンビニ等に設置されているということで、全てを把握するというのはなかなか難しいことではございます。トラブルに関しても、地域住民と民間の小売店等々との協議で対処していけばいいのかとは思っておりますけれども、市のほうに住民からの相談というようなことがあれば、また弥富市の設置及び運用に関する要綱を参考に助言していただければなと思っております。

次の質問に移ります。

こちらのほうは以前質問させていただいた件でございます。当時、自治会設置寸前までには行ったのですが、カメラ設置の近隣住民の方々からプライバシー侵害の観点から断念をした経緯があります。現在の犯罪捜査では科学技術が威力を発揮しておりますが、その代表格が防犯カメラであります。最近では、まちでふと見上げるとカメラを見かけます。設置するルールがないまま、数だけがどんどんふえていく点は大きな問題でございます。行政が管理していない箇所ですと、どこにカメラがあり、誰が管理をしていて、苦情がある場合はどこへ訪ねればいいのかわからないというようなことがございます。明確な設置基準を定め、映像の目的外使用を禁止するなどのルールがあると思うのでございますけれども、自治会での設置となると、お一人、お二人が反対があれば、なかなか実現に至らないというところがございますが、弥富市といたしましては2分の1で50万円を上限として防犯設備整備費補助金というのがございますが、現在の申請状況についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

平成27年度におきましては2地区からの申請がございましたが、平成28年度の補助金については申請がございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） ちょっと少ない申請状況でございます。防犯上有効なアイテムではあるのですが、なかなか難しい状況となっていることを察します。これからは自治会としての問い合わせがあれば、市としても設置運用要綱を丁寧に説明していただき、カメラ設置の実現に対応をお願いしていきたいと思っております。

これらをお願いいたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。

今回、私は2点の通告をさせていただいております。通告に従いまして質問をさせていただきます。

弥富市行政運営と公共サービスにおける自助・共助・公助のバランスとあり方について質問をさせていただきます。

弥富市財政における歳入と歳出のバランスについて、まずは質問をいたします。

財政が果たすべき機能と役割には大きく3つ考えられます。1つには資源配分。道路の建設・整備、警察、消防、大きくは国防など、民間企業では供給が困難なものを供給する役割があります。2つ目は所得の再配分。累進課税や社会保障等を通じ、極端な貧富の差をなくす役割もあります。3つ目が景気の安定。恐慌を防いだり景気の過熱を抑えるなどの調整をする役割を果たし、失業やインフレが起きないようにしなければなりません。特に地方公共団体での財政が果たすべき役割として、1つ目の資源配分と2つ目の所得の再配分で、その機能を十分に発揮しなければなりません。

我々の生活と財政活動は密接な関連を持っていることは言うまでもなく、日常生活に必要な公共サービスはどれもただでは供給できません。限りのある税収の中、弥富市にとって今何が必要とされ、何をやるべきなのか整理し、時には優先順位をつけて配分していることと思います。

現在の弥富市は、少子・高齢化に伴う社会保障のあり方、次の世代を担う子供たちへの教育等のあり方、さまざまな課題に直面しております。さらには、戦後の高度成長期、日本経済復興と豊かな住民生活を送れるようにと皆が働き汗を流した時代、その基盤を支えるべく建てられた庁舎等の箱物も老朽化を迎え、さらには阪神大震災、東日本大震災での教訓と近い将来必ず発生すると言われている南海トラフ大地震に備え、有事の際の対応拠点としての役割を果たすことが可能な体制整備の原点からも、庁舎の建てかえという一大事業も控えております。

これら全てのことは、間違いなく今後の弥富市にとって取り組まなければならない重要課題であることは明白です。地方分権が進展していく中、住民参加と協働による健全な行政運営のまちを目指し、情報公開、地域懇談会等の開催を通じて住民参加の機会を提供する努力はしてきたわけではありますが、住民の自主活動の応援施策として、まちづくり補助金制度において、各種団体や自治会単位での活動にも補助等が行われている現状もあります。

しかし、住民のニーズは多種多様化し、高度化し、変化し続けるため、これら全てに対応

したきめ細かなサービス提供をしていくことは、財源に限りある行政で全てを担うこと自体が大変困難な状況となっておりまして。十分対応できますと言い切れる収入があれば、これほどよいことはありませんが、財源に限りがある以上、皆で知恵を出し合うことでしか解決の糸口は見えないのではないのでしょうか。

あれもこれも行政が面倒を見てくれる、これほどよいことはないでしょうが、行財政に携わる者にとっては、あれもやります、これもやりますといった発言が一番の無責任な発言となり得ると肝に銘じなければならないと考えます。

まずは財政に関して、歳入と歳出のバランスの現状や何に重きを置いているのか、また将来への見通しなどを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、平成29年度予算の中でのバランスを御説明させていただきたいと思います。

平成29年度の当初予算の歳入と歳出のバランスにおきましては、税収は堅調に伸びているものの、普通交付税の合併算定がえの段階的な縮減等によりまして歳入が減少いたしましたので、歳出の財源確保として多額の財政調整基金の繰り入れによりバランスを保っておるところでございます。

当初予算につきましては、新庁舎建設事業が本格的に着手するほか、小・中学校や保育所の環境改善のため、その関連予算や、津波・高潮避難設備、防災でございますけれども、そちらの整備など、防災対策の関連予算にも重点を置いて編成いたしましたところでございます。

また、将来の見通しということでございますけれども、普通交付税の合併算定がえの段階的な縮減によりまして、平成33年度にはその増額分が完全になくなることになります。平成29年度よりもさらに歳入の減額が予想されてまいります。

一方、歳出面におきましては、新庁舎の建設事業やＪＲ・名鉄弥富駅整備事業など大きな事業が続いてまいりますので、当面、投資的経費が増加するとともに、社会保障費も右肩上がりが増えており、財政状況は一層厳しくなることが予想されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 多額の財政調整基金の繰り入れによってバランスを保ったと。そして、庁舎の建設、また小・中学校の環境改善、そのほかさまざまな事業を展開して歳出があるということと、また歳入の部では普通交付税の合併算定がえの段階的な縮小によって33年にはなくなると。そういった結果、財政状況はより一層厳しくなるということが予想されているわけでありまして。

そうした中、自助と公助の限界について質問をいたします。

行政のみの力では解決できない事項が多くなり、住民生活の主体的な取り組みが必要な状況であることは十分に理解していただいております。これからは、住民が行政運営に積極的に参画するまちづくりの推進を継続しつつ、健全な行政運営を構築するときだと考えます。

防災や社会保障の分野では、自助・共助・公助の基本的な考えが提唱されております。これらの自助・共助・公助の適切なバランスや組み合わせが形成されておるわけであります。全ての住民が社会的、経済的、精神的な自立を図ることを目標に、第1に、みずから働いて、みずからの生活を支え、みずからの健康もみずから維持する自助を基本として、第2に、これらの生活リスクを相互に分散していく共助が補完し、第3に自助や共助では対応できない困窮した状況に対し、需給要件等をクリアした上で公的扶助等の公助を行うことが本来あるべき姿だと考えます。

しかしながら、市民生活の現状では日々の生活もままならず、自助にも限界があります。しかし、公助に関しても、財政面からすれば、その限界があることも認識しなければなりません。ただ言えることは、自助なしに頭ごなしに公助はあり得ないことだと考えます。住民の皆様にもさまざまな分野で、まずは自助をお願いしなければなりません。自助の限界、公助の限界、さまざまな意見があると思いますが、弥富市として自助・公助の限界、はたまた自助・共助・公助のバランス等について、その現状や目指すべき目標を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自助と共助の限界についてでございますけれども、日本国、我が国を初め、人口減少を受けまして、行政の資金・財源、人材といった経営資源はさらに縮小してくることが予想されております。地域住民そのものが減少傾向にある中、市民と我々行政が同じ視点で地域に対する誇りと愛着を持ち、それぞれの限界や制約、人材・専門知識等、資金も含めてでございますけれども、そちらをしっかりと認識して克服していかなければなりません。相互に連携・協力し、課題を解決するための市民との協働ということがますます重要になってくると考えております。

そのような中で、市全体で持続可能な社会の実現に向け、将来どうなるかをイメージした施策展開が必要となっておりまして、また、自治会・町内会などの地域コミュニティは共助として住民同士をつなぎ、市と住民をつなぎ、より一層強いつながりを持った組織へと向かっていかなければなりません。全ての人や市民活動団体、企業などが、それぞれの立場で持てる限りの能力を生かすことができる全員参加が重要であり、自助・自立を第1としつつも補完性の原理、これは自治などでできる限り小さい単位で行っていただき、できないことのみ大きな単位、団体、公助でございますけれども、そういうことで補っていくという概念でございますけれども、補完性の原理のもと、自助・共助・公助のバランスのとれた政策を進

めていく必要があります。

公助には財政上の限界・制約がある中で、地域の課題に対応し、活性化を図っていくためには、共助の精神によって人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある弥富市、また地域社会になっていくものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 自助・共助・公助の質問をしておるわけでありますけれども、市民との協働、また自治会・町内会、こういう地域コミュニティに共助という形で協力をしていただいて、そういった中、補完性の原理、これは初めて聞いた言葉なんですけれども、小さな組み合わせで、まずは自助を確立して、隣近所で合わせながら共助を確立して、そして公助でやっていくということであると思います。補完性の原理によって、公助には財政上の限界があるということを理解していただきながら、自助努力、共助努力を進めないかんという答弁だったかと思います。自助・共助・公助のバランス等について質問をさせていただきました。

次に、将来的な社会保障制度のあり方について質問します。

現在の社会保障制度を取り巻く状況は大きく変化しています。雇用基盤が変化し、就労形態も多様化しています。家族形態が変化し、単身高齢化やひとり親家庭も増加しております。地域に目を移せば、その基盤が変化し、都市化や過疎化、地域コミュニティの弱体化や人口減少も如実にあらわれています。社会的ストレスの増大や自殺・鬱等の増加等に代表される生活リスク形態の変化も取りざたされております。これらのことが複雑な組み合わせによって我々の生活が成り立っているわけであります。

社会保障の充実は確実に必要ではありますが、今後はこのような社会的な劇的な変化に対応可能な社会保障を提案し、運営していかなければ、市政の運営も成り立たなくなります。自助のための公助を推進していかなければと考えます。このままでは社会保障費の膨張は明らかであり、市政の弱体化につながってしまいます。

そこで、住民参加型の自助型保障制度の構築について伺います。

例えば、要介護と認定される前の介護予防を促す試みを促進してもよいと考えます。講座や体操教室を通じ、元気な老後を過ごせるように支援していけば、それだけでも大きな違いを生むのではないのでしょうか。今の段階で将来に対し何ができるか、それはよくわからない部分はあるでしょうが、一度見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 自助を促す公助として今何ができるか、社会保障全体的な御質問かと思いますが、まず介護の関連から御答弁させていただきます。

弥富市における要介護認定者は、平成28年4月1日現在1,724名でございますが、急激な

高齢化に伴いまして、今後さらに要介護認定者の増加が予測されております。その中で特に危惧されているのが認知症高齢者対策でございます。団塊世代が後期高齢を迎える2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれておりまして、今や誰もがなり得る身近な病気であり、認知症予防は市としても重要な課題だと認識しております。

現在、認知症を中心とした介護予防の取り組みとしまして、地域包括支援センターでは元気塾や生涯元気講演会の開催、認知症介護者家族交流会、ささえあいセンターでの協力会員に対する講座などを行っております。

市では27年度から、認知症予防教室として、タブレット端末を使った脳トレ教室や、ふれあいサロン運営事業を開始しました。また、本年4月より、認知症が疑われる人や認知症の人などに対し、初期の支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置いたしまして、自立支援のサポートを行ってまいります。

市ではこうした事業を今後も継続し、公助の役割を果たすとともに、一方で介護予防を促進することによって医療費・介護給付費の削減につなげたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、介護高齢課長、半田課長のほうから説明をしていただきました。

自助・共助・公助の質問をしておるわけですが、たまたま介護高齢のほうでは昨年、また本年に向かって新たな事業展開をしていただいております。

きょうもいろんな議員が質問をしておるわけですが、市のいろんなさまざまな事業に対して市民の皆様が多く参画していただいて、それなりの成果が上がって経費節約につながったり、自分の体を健全に保ったり、できるだけ市に迷惑をかけないように、皆さんに迷惑をかけないようにと、いろいろな形で質問しておるわけでありまして。市の用意した事業に対して我々市民がそれに応えてきちとした成果を出せば、これは決まった事業としてよくなると思います。要するに市からいただいたサービス、10いただいたサービスに対して我々が11にして返せば社会の繁栄につながっていくと思いますが、これが10いただいたサービスに対して6や7でとどまっておれば社会は疲弊していくという原理があるかと思います。

そういった意味において、市が一生懸命取り組んでおる事業に対して、我々もこれから参画して、また市側もいろんな形で啓発をしていただいて、多くの皆さんに参画していただいて事業成果を出していただきたいと思いますところでありまして。ありがとうございました。

それでは、次の質問に行きます。

弥富市では少子・高齢化が進行し、今後さらに団塊の世代が高齢化を迎えることから、これまでの状況をはるかに超える超高齢化社会が待ち構えております。そのため社会福祉にかかる費用の増加は年々拡大する傾向にあり、加速しています。さらには、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少は避けては通れない問題です。

昨年12月に弥富市は、平成29年度から平成33年度までの弥富市中期財政計画を策定し、公表されております。この計画の中で計画期間5カ年の財政見通しが具体的な数字で示されており、歳入と歳出の差である形式収支は平成30年度でマイナスの5億5,900万円程度、平成33年度になりますとマイナス7億7,600万円程度の赤字の推計がなされております。

これを見る限り、弥富市における歳入と歳出のバランスは崩れ出していると考えざるを得ません。弥富市は計画の中で、厳しい財政状況に対応していくために、今後の財政運営における歳入と歳出の取り組み項目を列記しております。まずは、そこから数点伺いたいと思います。

初めに、歳入に関してであります。要するに歳入をいただいて、歳出を出してバランスをとるという質問でありますので、よろしくお願いいたします。

歳入に関する取り組みの1点目として、保育料の見直しについてであります。

弥富市はこれまで、保育料を20年間改定しておりません。一般的に弥富市の保育料は、国基準額や県の平均額と比較して相当安い保育料だと言われております。具体的にどの程度のものなのかを伺います。

また、仮に弥富市が国の基準額や県の平均額相当に保育料を見直したとするならば、歳入がどの程度増加するのか、その見込みや今後の保育料見直し方針について見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育料は、前年中の所得に応じて階層区分がございまして、また入所する子供の年齢に応じ、3歳未満は3号、3歳以上は2号の認定区分がございまして、それぞれの区分により定められた保育料を毎月徴収しております。

保育料の軽減を考慮せず、一例として利用対象者が一番多い階層で県内市町村の保育料を安い順番で比較いたしますと、目安といたしまして、ゼロ歳から2歳までの3号認定では上位から11番目、2号認定の3歳は上位から4番目、同じく2号認定の4歳・5歳では上位から5番目という順位でございます。

市町村の保育料は、国が想定している保育料を基本に定められております。国の基準額まで保育料を引き上げると仮定し、試算しますと、1億9,300万円の増加が見込まれます。

次に、県の平均相当額まで保育料を見直した場合の増収見込み額の御質問につきましては、各市町村の保育料は、国基準額はありますが、自治体独自に定められております。本市の保育料は11階層に区分されておりますが、8階層の区分の自治体から20階層区分の自治体までさまざまであるとともに、保育料を当てはめる園児の年齢区分も、本市は2区分であります。4区分の自治体までさまざまでありまして、県の平均額の試算ができませんでした。

厳しい財政状況の中で、多種多様な子育て支援ニーズに応え、本市の保育を安定的・継続的に維持・運営をしていくため、公的負担と利用者負担の適切な保育料のあり方を検討して



まいりますので、保育料の見直しについて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 保育料が20年間改定されておらず、県の平均値から大きく下回って、4番目、5番目といった形の中で安い順位にあると。これは、7億7,600万という赤字が見込まれておるんですから、御理解をいただいて、早く議会のほうに提案していただいて議論してきちとした結論を出すべきじゃないかなと思うところでもありますけれども、ただ、議論なしでいきなりということはいけませんから、この問題も我々もきちと協議、質疑していきたいと思っておりますので、来るべきときが来たら出していただきたいと思うところがあります。

それから、2点目として都市計画税の検討について伺います。

現在、愛知県内の市で都市計画税を課税していない自治体となりますと、弥富市と愛西市、あま市の3市のみとなっています。今後、少子・高齢化、人口減少の加速に伴い、財源不足や社会福祉に係る費用増加を乗り切るためには、新たな財源確保となる手法としては大変有効な手だてであると思います。仮に都市計画税を課税した場合、どの程度の歳入の増加が見込まれるのか、伺います。

さらには、中期財政計画にうたわれているように歳入確保の名目であるならば、地方税財政制度においても用意されている都市計画税の制度行使もあり得ると考えることもできるのではないのでしょうか。この辺についてもあわせて伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員の御質問にお答え申し上げます。

都市計画税の検討をしたらどうだということでございますけれども、これは私ども自治体が唯一提案をさせていただき、そして議会のほうで御決定されるという形の中での、自治体の判断でこの都市計画税というのは導入できるという原則でございます。しかしながら、これには市街化区域の住民さんに土地・家屋に対する固定資産評価額の100分の0.3を最大限とするという形でございます。もし、そういうような状況の中で算出させていただきました場合においては、これは前にもお話をさせていただきましたけれども、4億8,000万ほどの歳入の増という形になってくるわけでございます。

今までの経過という形の中においても、昭和59年から60年にかけて議会のほうで御検討されたわけでございますけれども、反対というような状況の中で終わっているわけでございます。私も4年ほど前に、これからの都市基盤整備といたしまして、この都市計画税というのは必要になってくるという形の中で御提案申し上げたわけでございますけれども、現在としては棚上げ状態になっているという形でございます。

結論から申し上げますけれども、都市計画税を導入することは現段階では考えておりませ

ん。そういう状況の中で、何とか行革を進めながらやっていきたいということでございます。

私どもは今回、この3月議会に対しまして行財政改革ということをやっているわけですが、行革の最大の目的だったのは、平成18年4月1日に合併という形の合併が究極の行財政改革だっただろうと思っております。そして、10年が経過し、そして新たなまちづくりというような状況の中で、いろんなプロジェクトがめじろ押しというような状況の中で、これはもう一歩さまざまな形で今現在の制度を見直していかないと大変厳しいという形の中のことを行政改革をお願いしているわけでございます。

都市計画税については考えておりませんが、その理由としては、本市の市街化面積が全体の20%というような状況でございますので、御負担をいただく上においては全体の面積がまだ少ないというふうに思っております。また、少子・高齢化という時代の中で、さまざまな形で住民の皆様の御負担が多いという形の中のことも大きな要因でございます。そして、先ほどから言っておりますように、行財政改革を進めることにおいて、歳出の削減というようなことについても考えていかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、市民の皆様に厳しい状況ではあるのですが、さまざまな形で効率化を求めながら行政としてはやっていきたいと思っております。現状としては、そのような判断をさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 歳入の形の中で、都市計画税ということを質問させていただきました。

仮にコンマ3%を課税するならば、4億8,000万ぐらいの見込みがあるという、課税額となるという答弁でありました。また、市長のさまざまな挨拶の中で、固定資産税が順調に伸びておると。また、市民の皆様の努力によって市民税が伸びておると。そういった形の中で都市計画税は考えていないということであります。

こういった形で、先ほどの保育料の見直しの件も、また都市計画税も、歳入の部でこれを断念するならば、じゃあ歳出の部で市民の皆さんにこれだけは我慢していただきたいというところがあってしかるべきだと思います。平成33年には確実に赤字になるわけですよ。歳入を抑えるならば、市民の皆さんに歳出については御負担をかける、迷惑をかけるという場面が出てきて当然だと思います。

それでは、歳出に関して質問をさせていただきます。

1点目は、地域公共交通のあり方の検討についてであります。

弥富市では地域公共交通活性化協議会を設置し、地域公共交通としてのコミュニティバスのあり方について協議をしていただいております。コミュニティバスの運行については、これまでアンケート調査や運行時間の見直しを行ってきたものの、依然

として利用者が少なく、効果的な利用者増加策へとは結びついていない状況であります。

そこで、協議会発足後の協議会における取り組み成果について質問をいたします。

平成27年度において、1人の利用にかかるコストはどのくらいであったのか。年間利用者の中で無料の方が占める割合についてを教えてくださいたいと思います。

さらに、コミュニティバス運行に年間1億円弱の税金を投入するのであれば、自助・共助・公助の精神を活用し、コミュニティバスの運行について抜本的に見直すことも一理あると考えます。

例えばコミュニティバスの運行を基幹路線にとどめるかわり、それ以外については65歳以上の方々に対し、障がい者の方々等に配付しているタクシー券を配付することで、必要とする人には必要な策を打つ対応を検討されるのも一つの案だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） コミュニティバスについて御答弁申し上げます。

平成27年度におきまして、コミュニティバスの利用者は年間7万人余りでありました。これにかかっております事業経費といたしましては9,300万余りございまして、これを利用者1人当たりに割り戻しますと1,300円ほどになっております。

また、無料の方の占める割合についてでございますけれども、こちらについては数をちょっと把握できておりませんが、定期券、回数券も含めまして27年度の売上金額から推計いたしますと、おおよそ利用者の半数以上は無料の方ではないかと考えております。

また、議員のおっしゃられるタクシーチケットの事業と現状のバスの基幹路線化につきましては、なかなか公共交通機関の使命等もございまして、今後いろんな面で、自助・共助・公助の面も含め、課題として研究してまいりたいと思います。

一般の方の利用者より福祉性が高い面も見受けられますけれども、現在は地域公共交通ということで、不特定多数の人々が利用できる公共交通事業として運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 7万人でしたか、利用者が。27年度で。24年度は6万8,000人でしたね。

○総務部長（山口精宏君） 年々ふえております、若干ですけれども。

○14番（佐藤高清君） ふえておる表現はふさわしくないと考えます。24年で6万8,000人ですよ。27年で7万人。24年度で1人当たり1,400円、今回、27年度で1,300円。もういいでしょう、これも。

先ほどから、収入を抑えるんですよ。赤字になるんですよ。じゃあ支出はどうするかという質問なんですよ。何も手当てする人にはしっかり手当てして、福祉は福祉、路線は路線と

分けたらどうですかという、これも多くの議員がこの場で質問しております。部長、もう一回答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公共交通機関の使命として、不特定多数の方も、半数以上無料の方もおるんですけど、半数はお金を払って乗ってみえと。そのあたりでなかなか、公共交通機関としての役割は果たしていかなければなりません、議員が力を入れておっしゃられるとおり、出すお金がなくなれば、おのずとまた検討していかなければならないということは重々承知しておりますので、現状としては公共交通機関として運用してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） これも今の形で7万人が1万4,000人利用していただければ、これは正解なんですよ。多くの方が利用すればするほど、この事業も成功という形になるわけですが、24年で6万8,000人、27年度で7万人、努力します、努力しますもういいでしょう。部長も厳しい答弁になろうかと思えますけれども、これは抜本的に見直してほしい。強く要望します。赤字になるんですよ、弥富市は。歳入は抑えるんですよ。

次の質問に移ります。

2つ目は、民間委託等の推進について伺います。

弥富市では、平成21年11月に民間委託等に関する検討指針を策定されております。指針の中で、本市が実施する事務事業全般について改めて見直しを行い、市場原理が働く領域において民間にできるものは民間に任せるとの視点から民間への移譲を推進しますとうたわれております。

そこで、民間委託や指定管理などの民間活力などの活用を積極的に行うことが可能であれば、そこで生み出された財源や人員を新たな市民ニーズに対応したサービスの提供へと移行することができ、最終的には市民サービスや満足度の向上へとつながっていくものと考えます。

そこで、弥富市では公立の保育所が9カ所、私立幼稚園が1カ所、認定こども園も1カ所の運営状況があるわけです。他の自治体と比較しますと、公立の保育所の割合が高くなっております。行政の守備範囲や役割、行政にしかできないことはありますが、ある程度民間に委ねることも検討できる分野であり、そうすることで財源や人数を新たに生み出すことが可能な分野であると思います。

さらには、平成28年度弥富市事務事業評価結果によりますと、評価シートの保育所運営事業では、2次評価での指摘事項として、保育所の民営化について検討を進める必要を感じますとの担当部長の総括意見も記載されております。

例えば、公立保育所の1カ所を完全に民間へ移管したとする場合や管理を委託した公設民営を行った場合について、公設公営の場合とどのくらいの差がどれだけ出るのか、その見解と今後の弥富市における保育所の民営化を含めた運営方針について伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所の民営化の手法については、移管と委託の2種類がございます。移管は、公立保育所を廃止し、民間に運営を任せるものでございまして民設民営と言われ、設置主体及び運営主体が市から法人に変更となります。なお、土地は貸与し、建物は譲渡することが一般的であります。

もう一つの手法として委託がございまして、土地や建物は市が所有し、運営のみを指定管理者等の受託者に指定管理、あるいは委託するもので、公設民営と呼ばれています。

政府の三位一体の改革により、平成16年度から公立保育所に対する運営費の補助が廃止をされまして、市直営の場合は保育所の管理運営において市が全額負担していかなければなりません。民営化されますと、国が定める徴収金を差し引いた残額に、国からは2分の1、県からは4分の1の負担金がそれぞれ支給されますので、大きなメリットとなります。

公立保育所を民間へ移管した場合を想定すると、例といたしまして、現在、ひので保育所は200名ほどの園児が在籍し、保護者からの保育料を差し引いて年間1億2,000万円ほどかかる保育所運営費が、民間への移管により国・県からの負担金で7,000万円程度の財政効果が見込まれると試算をしております。

公設民営の場合の支払い額は受託者によりさまざまでございますので把握しかねますが、建物は市が保有しますので、大規模な修繕等の費用が引き続き市の負担となります。

民営化を含めた運営方針として、経費削減と今後も安定した保育所運営を行うために、民営化によるメリット・デメリットをよく精査し、研究をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 保育所の民営化ということでもありますけれども、民営化のメリットとしては、国が定める額によって2分の1とか、県からは4分の1の負担金がそれぞれ支給されるということであると同時に、公立の保育所を民間に移管した場合は、負担金で数千万の財政効果があらわれるというお話でした。これも今後の課題かなと思って、きょうこうやって質問させていただいたわけであります。

今回、この自助・共助・公助の質問については、弥富市がこの先大変厳しい財政状況になると。うちの家計のことになれば、3年先、5年先がもう真っ赤っ赤でやっていけないといったら、息子も嫁も来てもらって、何とかせないかんぞと家族会議を開きますよ、当然。会社でも一緒だと思います。会社でも、もう見込みが赤字となったら、なりふり構わずのような形で立て直しということにかかると思います。

そういった意味において、きょうは歳入の部と歳出の部について私のできる範囲、勉強した形で質問をさせていただきました。だけど総務部長、公共交通バスは部長で判断して、もういいでしょうと思います。よろしくお願いします。

それでは、この公共サービスにおける自助・共助・公助の質問は終わって、2点目の名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転について質問させていただきます。

この件につきましては平野副議長が、今、副議長という立場で一般質問を遠慮してみえます。そういった形で私のほうがこの質問をするわけであります。また、多くの議員がこの件について今回の3月議会でも質問を用意した中で、私の通告が1番ということで代表的な質問になろうかと思います。市長も次の方が質問されたら、佐藤さんで質問は終わったよという形で答弁をしていただければ結構かと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転に関し、質問をいたします。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターは、昭和52年3月、競馬場の調教場所として開設されました。当時、その周辺には、弥富町営の火葬場と海部津島地区11市町村衛生組合が管理するし尿処理施設がある上野センターがあるぐらいで、当時の西尾張中央道も2車線で、交通量も今と比べればそれほどありませんでした。そんな中、弥富トレセン開設の計画が持ち上がり、周辺住民からは、公営とはいえ競馬イコールギャンブルといった複雑な思い、地域の風紀に対する影響、悪臭等の衛生環境面、さまざまな側面からの問題提起がなされ、その計画に反対する運動もあったと聞いております。

しかしながら、40年という月日がたつ中で、現在の競馬は親子で楽しめるクリーンなイメージへとさま変わりしております。しかし、その反面、競馬自体が衰退していく傾向もあり、実際、駒野地区で競馬の仕事に携わっておられる住民の方々の人数は減少しております。周辺地域全体も、人口減少と重なり、地域全体の活気がなくなりつつあると言わざるを得ませんでした。

このような状況下、弥富市南部地区の活力を取り戻すには何をすべきか、何が必要なのかと皆で思案している中、2026年開催予定であるアジア競技大会の開催地が愛知県・名古屋市と決まり、その流れで名古屋競馬場の弥富トレセンへの移転が計画され、弥富市での競馬開催に向けてのさまざまな調査や検討がなされ、今年度の愛知県競馬組合12月議会において、その中間報告がなされてきました。あとは本年度、愛知県競馬組合3月議会での最終判断を待つ状況となっています。

私一個人の思いといたしましては、弥富市南部地区の活性化の起爆剤となればよいとの思いを込め、期待をしているところもあります。愛知県競馬組合における移転がまだ正式にされていないので、その詳細については競馬組合との協議中であることはよく承知しておりますが、決定次第にその詳細等を報告願えればと思います。

現時点での弥富市の考え方や方向性について、その認識を質問させていただきます。

名古屋競馬場の弥富トレセン移転計画に関し、地元周辺住民の方々からの賛成や反対、意見や要望等、具体的な反応についてどのように把握されておるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清算議員の名古屋競馬場への移転の問題でございますけれども、その前に、今回、一般質問、13人の議員のほうから御質問をいただいております。私どもといたしましては、議員各位の御質問に対しては真摯に受けとめさせていただいて御答弁申し上げたいと思っておりますので、御理解も賜りたいと思っております。

トレセンの問題につきましては、今、議員がおっしゃるように、まだ最終的には確定されておられません。3月28日の競馬組合議会において最終決定とうたっておるわけでございます。私といたしましては確信をしているというような状況の中で、弥富トレセンのほうへ移設されるだろうと思っておるところでございます。

組合議会において決定された場合においては、千載一遇のチャンスという形の中で、さまざまな形で地元の要望、あるいは私ども行政の要望という形の中でしっかりと申し上げていきたいと思っております。地元の要望、あるいは多くの市民の皆様のこの問題に対する関心度は非常に高いと思っておりますので、また各界各層の御意見も承りたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清算議員） まだ協議中ということですので、これからのことかと思えます。また変化があれば、議会等で市長のほうから御報告をお願いしたいと思えます。

次に、名古屋競馬場の運営について、現在は愛知県、名古屋市、豊明市で組織された愛知県競馬組合が行っております。弥富市に移転されるとなれば、この事務所が弥富市に設置されることになり、弥富市としての愛知県競馬組合への加入について検討が始まるかと思えます。加入条件等いろいろとあると想定されますが、このことも含め、弥富トレセンへの移転計画に関して弥富市におけるメリット・デメリットについて検討はどのように認識されているのか。

また、税収面で考えれば、固定資産税の土地については変更はなくとも、建物、機械類の償却資産税がふえるのではないかと予測されます。そのほかではどのような収入があるのか、あわせて伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

競馬組合の構成団体という形の中で、愛知県、名古屋市、そして豊明市という形でございます。私どもといたしましても、今後、最終的に御検討いただいて組合が加盟ができる状況というものを作り出していきたいと思っております。ぜひこの組合議会に対して我々とし

ての意向をはっきりと申し上げていきたいという旨は、もう既に組合の方にも伝えているところでございます。さまざまな条件提示はあると思います。これについても、また議会のほうで御協議いただいて、どういう方法があるということに対して結論を出しながら、組合への加盟ということを臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、税収面のお話がありましたけれども、現在といたしましては国有財産の市町村交付金というのが年間約5,000万円ほどいただいております。しかしながら、現時点では移転後の具体的な施設に対する詳細がわかりませんので、まだまだ計算しづらい部分があるわけでございます。

しかし、未利用地約17ヘクタールは売却をするという形で県のほうもお考えになっているようでございますので、このところについて、企業誘致なり、あるいはさまざまな形で土地利用というものがあるわけでございますが、今回、私どもは県のほうに、この17ヘクタールの未利用地について、現在は市街化調整区域でございますので、来ていただける業種だとか産業というのは限られるわけですね。そういったことに対して、この用地に対して、若干その周辺も含めて市街化区域に編入をしていただきたいということを申し述べさせていただきました。そうすることにおいて、さまざまな娯楽性のある競馬場でございますので、そういった形の中で産業の進出だとか、あるいはさまざまな計画というものが組めるのではないかなという形で、バラエティーに土地の利用ができるというふうに思っておりますので、このことにつきましては今後2年間かけてしっかり検討するという答えをいただいているところでございます。しかし、こういった形の中で17ヘクタール、あるいはその周辺における開発行為において、税収はうんと伸びるということを期待していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 非常に楽しみな話をしていただいておりますけれども、私、先ほど、このトレセンへの移転計画に関して弥富市におけるメリット・デメリットという、デメリットという言葉はこれだけ前が明るく見える話にふさわしくないと。今後の課題という形で取り組んでいただいて、さまざまな問題をデメリットではなく、課題をクリアしていただいて、この地区の発展に、このタイミングを機に取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど市長のほうから、先月、2月3日の読売新聞の紙面で、弥富トレセン内の未利用地17ヘクタールの土地の売却についての話があったわけでありまして、これにつきましてもよく組合と話をしていただいて、あの地区の、この機会が起爆剤となることを強く願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~


午後 3 時 07 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7 番（那須英二君） 7 番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、学校環境の整備についてと職員の労働環境についての質問でございます。

前回の12月議会だったと思いますけれども、市長が平成30年度までに中学校の普通教室にエアコンを導入したいとの、そういった旨の発言がございました。そこで幾つか質問をさせていただきますと思います。

今回の予算のほうにも、中学校費の中で設計監理委託料が560万円組み込まれております。これは恐らくエアコン導入のための設計委託料が大半を占めるんじゃないかなあと思っておりますけれども、このエアコン導入の予算に、どれぐらいの予算規模で現在考えられているか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今回、エアコンの導入に対しての予算規模でございますけれども、平成29年度当初予算といたしましては設計業務委託料という形の中で470万でございます、議員がおっしゃるのは90万円がトイレのほうの設計料という形で御理解をいただければと思います。

また、エアコンの設置工事は平成30年度に計画をしておるところでございますが、これは3中学校の合計41教室、合計合わせて2億2,700万円程度を設置工事費として考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7 番（那須英二君） 今、41教室で2億2,700万円程度というお答えをいただきました。

こうして中学校の導入を決められ、実際、30年度に向かって導入ということで動いていくとは思いますが、そうしますと小学校のほうもというふうに考えることができます。そうすると、基本的には小さい子供ほど気温に対する変動の影響を受けやすいと思うんですが、小学校の計画も立てていくべきかなあと思っています。そうしますと、じゃあ予算はということになってくると思いますので、その点について少し申し上げたいと思っています。

例えば、名古屋市でもこうしたエアコン導入のときに議論があったと思います。教室に例えば家庭用のエアコンを2台つければ、コストとしては安くなるんじゃないかと、こういうような議論がございました。さすがに教室に家庭用のエアコンではということで、それはなかったということなんですけれども、要するに単価のコストを下げれば、小学校のほう

も一気に導入できるんじゃないかということを申し上げたいなと思っております。

先日、市内のとある電気屋さんにお話を伺いまして、今はエアコン自体が性能がかなりよくなっていて、あと業務用のエアコン、学校教室用のエアコンもそうですけれども、そうしたエアコンでも価格が大きく下がっているということでございました。今の中学校の教室に導入したいと考えているエアコンは、どれぐらいの性能というか馬力があるようなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

まず、小学校への計画の件についてですが、現時点では計画は立ておりません。今後は、自主財源にも限りがあるとか、国庫補助についても防災機能の充実が優先されますので、どのような方法がよいか、またほかの事業とのバランスも考えながら検討したいと思っております。

それから、エアコンの性能についてでございますが、おおよそ8馬力を想定しております。ただし、実施設計の段階で室内の空気の総量やら熱負荷等の条件を考慮して、空調負荷計算を行った上で機器を選定していくことになろうと思われます。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 8馬力ということで、かなり大きな力のあるエアコンを考えてみえるんだなと思いました。

私のほうもいろいろ調べてみました。業務用学校エアコンについて調べてみましたら、今、一般的に教室についているエアコン、人気どころといたらそうなんですけれども、風が4方向に行く教室全体を空気が循環するようなエアコンということで私のほうは調べてみたんですが、この天井4方向のもので例えば3馬力ですと、値段としては1基当たり100万円近い当初の値段のところから、今の市場価格だと大体17万円ぐらいで売られている。4馬力でも19万円程、5馬力でも22万円程度と。こういう形で、100万近いところはかなり下がって割り引かれているということが私が調べた段階ではございました。

今、8馬力ということでおっしゃったんですが、教室が40人教室ということで想定しまして、おおよそ40畳という計算をすると、3から5馬力程度あれば十分に対応ができるということで書かれておりました。

こうして考えれば、仮に5馬力で22万円程度のものを中学校41教室で考えますと、機械導入に902万円程度で済むということになるということでございます。もちろん、そんな単純な計算ではないので、実際には工事費がかかったり、電気の容量を上げなければいけないので電気の設備を整えたりとか、そういったものが必要にはなってくるんですが、それでもそうした市場価格に照らして考えていけば、市が考えているよりも大幅なコストダウンが可能

だと思いますけれども、そういった分野において、設計委託で今出しておりますけれども、よく言われるのが、公共施設の装備品等は市場価格とかけ離れているということがよく言われると思うんですけれども、そうした市場価格も見なければコストダウンが図られるんじゃないかと。もちろん専門家の話も聞きながらやっていかなければいけないとは思うんですけれども、そうしたことを考えていけば、早い段階で小学校にも導入できる、そういった方向で考えていけると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） コストの削減には努めてまいりますが、現段階では本設計もできておりませんので、削減することによって小学校まで一気に導入できるかどうかは未定だと思われま。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど市長から答弁がございまして、41教室で2億2,700万円かかる。このうち仮に大幅なダウンを図ることができたら、それは小学校のほうにも回せるということが可能になるということだと思うので、そうした暁にはぜひやっていただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 本設計という形の中での精査もまだできておりません。そういった形の中で、いかにコストを下げていくかということについては、我々も他の自治体を含めてしっかりと検討していかなきゃならないだろうと思っております。しかしながら、先ほど部長が答弁したように、中学校だけで2億円以上の金額がかかるわけでございます。小学校は110教室の普通教室でございます。単純に3倍ぐらいの教室の数があるわけでございます。これを一気にやるということは、私どもとしては財政の健全化には合っていないと思っておりますので、現状といたしましては、全体のバランス、あるいは財政の状況、そういったことを総合的に勘案して考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長も言われたとおり、多額な費用がかかるということでございます。小学校にも入れようとする3倍かかると言われましたけれども、さらに弥富市は今後、庁舎の建てかえやJR・名鉄弥富駅の橋上化等も含めながら、これからさらに予算が大変になってくるということなので、これは何もエアコンに限ったことじゃないんですよ。そうした市場価格というのを見ながらと言ったのは、エアコンに限ったことではなく、ほかのものに照らし合わせても図れるところは大幅にカットしていく。先ほど申し上げたとおり、公共施設等々は市場価格と比べても、同じ基準ではなかなかいかないと思いますけれども、余りにかけ離れ過ぎている部分もありますので、そうした部分をしっかりと精査できればと思

っていますので、ぜひこの部分に関して、真剣にもっと本格的にコストダウンを図っていただきたいと思っています。

また、財政面でいいますと、弥富市自体は、今、財政基準でいくと交付団体のぎりぎりの際どいラインに立っている状況に置かれていると思います。ただ、庁舎や橋上駅舎化も含めていくと、こうした大きな事業を抱えていくことで、当分、交付団体の枠から抜け出せない、要するに不交付団体にはしばらく超えられない状況にあるんじゃないかと私は思っています。それであれば、逆に起債をして一気に進めていって、交付税措置の算定にも加えていただいて交付税をふやしていくことによって、市のほうにとっても住民にとっても負担の少ない、そして必要な設備が早急に整えていけるんじゃないかなと思っています。

また、もう一方では、こうした大きな事業、エアコン等の事業は、補助対象にのせていくこともできるんじゃないかなと思っています。以前、トイレの改修等の洋式化等の質問をさせていただいた際に、補助対象の話を少しさせていただいたと思うんですけども、市の見解は、そうした300万程度のものであると、なかなか補助対象にはならないよということでございましたが、これは規模が大きくなればなるほど、その対象にされるということが可能性としては広がっていくんじゃないかなと思っておりますので、それは皆さんのほうもわかっていると思いますので、こうしたことも踏まえて一気に進めていくことを検討してはどうかかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 学校環境の整備という形の中で、文科省のほうからさまざまな補助対象事業があるわけがございます。文科省もいかに財源を確保するかということに対しては四苦八苦されているだろうと思っております。大きな流れとして、よくあることなんですけれども、この補助対象から外しますよとか、こういう形の中で全体的に普及が広まってくると、財源がないもんですから外すというような状況というのはよくあるわけなんです。そういった形の中で、例えばエアコンの導入に関して今後どうなっていくかということについては、これはしっかりと注視していかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、国のメニューというものがどういうところにあるかということもしっかりと考察していきたいと思っております。それは那須議員のおっしゃるとおりだと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） エアコンは、今や各家庭にはなくてはならないものだと思うんですね。それが学校の教室に入っていないという環境の中では、これは当たり前の状況として整えていくことを国のほうにも認めていただいて、そういった補助の対象にぜひしていただきたいと思っています。

あと、トイレの洋式化等々においても、前回の議会でも、これまで多くの議員の方から質問がございました。市のほうにおいては、平成30年度までに各学校50%以上ということで今取り組まれている最中だと思っています。これも、今どき家庭にも、コンビニにも、近くにスーパーにも、そして大きなデパートにも、和式のトイレというのはほとんど見るのがない珍しい状況になっています。要するに家庭には、小さい子供が育っていく家なら特に、和式のトイレというのは余り見たことがないんですよね。そうした状況の中で、ぜひ、これは50%と言わずに、もっと進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

例えば日の出小学校や弥富中学校は、全部が洋式トイレになっているわけですので、そうした差を詰めていく部分においても、ぜひこれは進めていただきたいなと思っていますし、温水のシャワー室においても、新しい学校は各フロアにあたりとか、更衣室があたりとか、冷暖房の装置がちゃんとついていたりとかというところがありますが、逆にそうじゃないところは、保健室の中に入れてもらったところは、まだ暖房等がついているのでいいんですけれども、そうじゃない保健室に入れられなかったところもあると思うんですけれども、そうした部分において、その差を解消していくために、この際行っていただきたいなと思っています。

だって。だってと言ったら失礼ですけども、エアコンを導入するのに、以前より要望のあったトイレの洋式化やシャワー室はと聞かれたときにどうなっているんだとなった場合、これも必要な部分になってくると思うので、ぜひこの機会に一気に進めていただきたいと思いますので、ぜひ御検討ください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど佐藤高清議員のほうからも、財政の健全化、あるいは平成30年から市としては赤字というような状況もございました。別に赤字が怖くて行政経営はできません。それは皆さん御承知のとおりでございます。しかし、その拡大は避けていかなきゃならない。行政も経営なんですよ、那須議員。そういった意味において、バランスあるまちづくりという形の中でやっていかなきゃならないものですから、考え方としては理解させていただきますけれども、行政経営という観点からして計画的に進めていくということに対して御理解をいただきたい。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうした地方が、市長も行政経営と言っておりますけれども、地方の自治体がこうした疲弊状態にあるという状況、ましてや弥富市なんかは財政状況がかなり上位のほうに占めているにもかかわらず、こうした状況になっているのはなぜかと。もっと国がしっかりとした交付金が出すとか、保障していくとか、そういった対応をしなければならぬというのが私も一貫したところだと思いますので、ぜひ市長にも国に対して御要望を上げ

ていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

職員の労働環境の改善について質問させていただきます。

今、国のほうでも働き方改革ということで議論されておりますが、最近のニュースでは、過労死であったり、子供の寝顔しか見られないような長時間の残業の問題であったり、または正規職員と非正規職員の格差であったりと、こうした報道が日夜報道されていると思いますけれども、じゃあそこで当市、弥富市のほうの状況はどうかということで質問させていただきたいなと思っています。

公務員は一般的に、休みが多いとか環境が整っているというようなイメージが世間にはあるかもしれませんが、実際にはこれまでのさまざまな人員削減、合併等においても人員削減をかなりされたと思うんですけれども、そうしたものや、制度自体も目まぐるしく変わっていく状況の中で、全部全部地方自治体に押しつけられて、その業務は多忙化して、国や県からの移譲によっても多くの業務を押しつけられて、本当に大変な状況におかれていると私は思っています。

まずはそこで、当市の職員の残業時間について伺っていきます。

まず、一般職や保育士等の月平均の残業時間はどれぐらいか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 一般職や保育士等の月平均残業時間はどのぐらいかという御質問についてお答えさせていただきます。

平成27年度でございますが、一般職、月平均約12時間、保育士、月平均約10時間でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、御回答いただいた部分で、一般職は12時間、保育士は10時間という基準でございますけれども、この残業時間を見ると、今、国のほうで議論されているような45時間だとか、労使協定を含めた上で60時間であったりという部分にはかからないということでございますけれども、でも実際はここに私はからくりがあるんじゃないかなと思っています。

というのは、なかなか残業時間にあらわれていない見えない部分があるということでございますが、一般企業でいうところの、わかりやすく言えば、サービス残業に当たる部分があるんじゃないかと危惧しております。

そこで、見ていかなければならないのが、実際に庁舎に残っている時間と残業時間との差を見なきゃいけないんじゃないかなと思っています。例えば例を挙げますと、残業するときにどうしても課長の決裁等が要りますので、2時間残業していくよということで申請いたします。ところが、実際にはその2時間では終わらずに4時間かかってしまったと。しかし、

申請の時間は2時間なので、2時間しか残業時間としてはあらわれてこないということです。

弥富市では、庁舎の退庁時間と残業時間の差はないのかお答えください。また、その差が何時間程度あるのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 退庁時間と残業時間に差はないか、またその差が何時間程度かわかれば教えていただきたいという御質問でございますが、現状としまして退庁時間と残業時間に差が見受けられる職員もおりますが、毎回相違しているわけではございませんし、その都度相違時間も違うというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、答弁があったのは、差はあるけれども、毎回違うのでよくわからないということではなかったでしょうか。

今、そういうことで、退庁時間の差があるのでわからないということでございましたけれども、そうした実際の差がある部分については、これからもっと、30分とかは、多少残務整理とか机の片づけ等、そういった部分もあるかと思うんですけれども、それが1時間も2時間もになった場合は、その仕事が終わらないんじゃないかということで、ぜひ部課長、管理職等には目を光らせていただいて、そういう状況をしっかりと相談できるような環境を整えて、職員が生き生きと活躍できるような職場づくりに努力していただきたいと思っています。

たとえそこまでしてしまっても、2時間残業だよと申請して言ってしまったら、逆に、退庁時間と言いましたけれども、タイムカードを押しちゃえば、その時間が退庁時間かなと思っちゃうので、そういう方がもしかしたら、そういう対応をされてもあらわれるかもしれませんし、保育士等では、行事等があれば、その行事の物品をつくったりなど、実際では家に持ち帰ってつくられたり、俗に言う持ち帰り残業等もあるかもしれないんですね。そうしたところにおいて、ぜひ市のほうも、その差をどうやって解消して、また悩みを言える環境、相談しやすい環境づくりをしていくかだと思っています。一度ぜひこの実態の調査をして、よりよい環境づくりを進めるための対応をお願いしたいと思っています。

1月の末ぐらいに全協が開かれて、コミュニティ事務事業について報告がございましたけれども、コミュニティ事業の部分においては、環境改善のための努力をしていくということで回答がございましたが、ぜひそういった対応をほかの一般職の方や保育士等にも行っていたきたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） その違いについてどのように考え、対応するかという御質問でございますが、改善方法として現在考えている対応は、1つ目として、所属長は

定時になった段階において直ちに時間外勤務を要する職員の有無を確認して、時間外勤務を要しない職員は速やかに退庁させる。

2つ目として、時間外勤務命令をされた職員は、勤務命令時間に達した場合、直ちに終了し、速やかに退庁すること。

3つ目として、時間外勤務命令時間に達したが、直ちに勤務を終了することができない場合は、自己の判断により必要最低限の範囲内において勤務を延長することを可能とし、その場合には翌日または次の出勤日の勤務開始後、速やかに所属長へ時間外勤務状況等報告書——今回つくったものでございますが——を提出させ、所属長は時間外勤務命令時間を追記補正すること。

4つ目として、所属長は、職員の自己判断により勤務の延長があった場合、それが常態化しないよう留意すること。万一そのような状況が認められる場合は、特定の職員に業務が集中していないかなど現状を把握の上、職員間での業務分担を見直すこと。

5つ目として、所属長は勤務の翌日または次の出勤日に全職員のタイムカードの照合を行い、時間外勤務命令時間または定時と30分以上の乖離が認められる場合は、当該職員に時間外勤務状況等報告書を提出させ、説明を求めること。

なお、報告された内容が、例えば休息や自主的な学習などであっても、その報告内容が適正なものであるか、他の職員に聞き取るなど実態把握を行い、実際には所属長の指示による業務に従事しているなど認められる場合は、時間外勤務命令時間を追記補正することとし、一応4月以降は以上の方法により職員の労働時間の適正な管理を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、さまざまに考えられて、なるべく残業がないように配慮されたことだと思いますが、一番大事なのは相談しやすい環境をつくるということだと思いますので、そこら辺は担当の方々が優しい対応をお願いしたいなと思っています。

そして、次に休みについて質問させていただきます。

現在、年休等があると思うんですけども、年休の消化日数はどうなっているかということでございます。以前伺ったときは9. 幾つかということでお答えいただいたこともありましたが、現在はどのような状況になっているのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 年休や有給の消化日数はどうなっているかという御質問についてお答えさせていただきます。

平成27年度でございますが、一般職で10. 27日、保育士で10. 86日、全体として10. 51日でございます。



○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前伺ったときよりも休みがしっかりとれているということで、努力をされたんじゃないかなと、または以前よりはとりやすい環境になっているんじゃないかなと思いますが、それでもまだまだ必要なときにとれない状況になっていたりとか、または私は適度な余暇のための休暇は、これは日本全体でございますけれども、まだまだ言い出しにくい状況になっているんじゃないかと思っています。

公務員の年休は1年で大体20日の年休がございます。これは翌年まで持ち越すことができますので、翌年には最大40日あるんじゃないかなと。このうちから逆に言えば年間10.51、今、平均で言われたところでございますけれども、10.51しか消化されていないということを考えれば、消化率で考えるとまだまだなんじゃないかなと思っています。

こういう話をすると、えっ、結構休んでいるんじゃないのと、一般企業から考えると、そう思われる方もいると思うんですけれども、ヨーロッパでは、海外では余暇のための休みというのは当たり前のようにになっているわけでございます。日本ではまだまだ人間らしく働くという基準がおくれているんじゃないかなということだと思うんですけれども。

また、公務員だけが休みが多いと中には思う方がいらっしゃると思うんですけれども、本来私は、公務員の方々の基準が人間らしく働く環境のあたりの基準だと思っています。今、国のほうでも議論されておりますけれども、このあたりの基準を下げていくのではなくて、日本国民のあたりの環境を整えていくことが必要だと言いたいと。

最近では近くにあったプレミアムフライデーというのがございましたが、話題に上ってあって、これについては賛否両論ございますけれども、私は大いにいいんじゃないかなと思っています。確かに小売業者や、所得がふえない状況でありますので、政府の言うような消費喚起にはつながらないだろうと思いますけれども、一方では余暇の部分をつやしていくことにおいてはいいことだなと思っています。少し話がそれましたけれども、しっかりと休みもとれる、またとりやすい環境にしていくための努力をお願いしたいと思っています。

また、ちゃんとした休みをとるためには、仕事が業務時間内で回っていかなければならないと思います。そのためには人員の確保も必要になってくると思いますし、せっぱ詰まっている、業務が多忙でにっちもさっちもいかないうような状況が慢性的にあるとすれば休暇申請も出しにくいと思いますので、人員確保と環境づくりをしっかりと行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 休みをとれるような人員確保と環境づくりをしっかりと行ってはどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

新規職員を採用する際に、退職者の人数や各課の業務の状況等を検討して採用する人数を

決めております。平成24年からは職員1人当たり年間10日以上取得できております。また、休みをとる環境づくりとして、今年度は厚生労働省が推奨する年次有給休暇取得推進期間に合わせて、10月から12月の間で年次有給休暇を計画的に3日以上取得できるように各課に計画書を出していただき、その検証も行いました。

10月から12月にかけては、今年度は特に10周年記念事業も多くあり、課の平均で3日以上取得できない課もありましたが、ほとんどの課が達成することができました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市のほうでは、そうした努力をされて、とりやすい環境をつくっている、努めているということがございましたので、ぜひあとは相談しやすい環境をつくっていただきたいなと思っています。

もう一方で忘れていけないのが、私は非正規職員の待遇改善だと思っています。国からの予算がどんどん削られて、業務だけはどんどんふえていく今の状況に対応すべく、どの自治体も苦肉の策として非正規をふやしていきました。今では非正規の人たちがいなければ自治体の業務は回っていかない状況にまで来ています。住民サービスにも大きく貢献している存在だと言えます。余りこういう言い方は好きじゃありませんけれども、言いかえれば、その人たちの血のにじむ犠牲によって成り立っているとも言えます。

しかし、いつまでも犠牲にしておくのは本来あるべき姿ではないと思います。日本でもようやくここに来て耳にする機会がふえてきた同一労働、同一賃金、同一待遇と。日ごろから多大な貢献をしていただいている非正規職員の身分の保障はさることながら、給与面でも、休暇面でも、正規職員に近づけていく必要があるのではないかと思います。先ほども言ったとおり、当たり前前の働き方を非正規の方々にも保障していく努力が私は必要だと思っていますので、市の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 正規職員と非正規職員の格差を埋めるため、非正規職員の待遇を改善してはどうかという御質問かと思います。

給与面につきましては、人事院勧告及び毎年10月に発表される都道府県の最低賃金をもとに翌年度の賃金の見直しを行っております。

条件面につきましても、勤務時間、休暇等に関する条例及び労働基準法に基づき、要綱に定めております。また、総務省の通達や労働基準法の改正があれば、その都度、条例及び要綱も改正しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 人勧や最低賃金に基づいて試算をして、私もこの間見ておりましたけ

れども、確かに非正規職員の時給自体は徐々に徐々に、微増ですけれども、上がっているんじゃないかなとは思っていますけれども、やっぱりこれは十分ではないところがあります。それは、例えば給与面でいえば、正規と決定的な違いとして一時金がございます。国のほうでも非正規職員に一時金を出そうかという議論もありますが、ぜひこれも検討課題に入れていただきたいなと思っていますし、また休暇部分においては、先ほど労働基準法の改正があったらということでおっしゃいましたが、以前は忌引休暇も認められない状況の中で質問させていただいて、忌引休暇がとれるようにはなったんですが、まだまだ正規と比べて少ないかなと思っています。

例えば年休の日数でいえば、正規職員は1年間に20日に対して、非正規の方々はフルで働いても10日分ぐらいしかございません。しかも、正規職員に関しては夏季休暇で7月から9月の間にそれぞれプラス3日の休みがありますけれども、非正規にはありません。まずは非正規職員に対して夏季休暇だけでもふやすことはできないかと私は思っています。特に、これは週1とかそういう方々は置いておいても、週5勤務になるような、正規職員と残り日数が変わらず貢献されている方に対してこうした待遇の改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

職員の時間外勤務につきましては、いわゆるサービス残業があってはならないという形のものをしっかり管理していこうということを、今、管理職を通じて、臨時課長会議、あるいは保育所においては所長会議という形の中で徹底をさせていただいておるところでございます。新年度におきまして、管理職の役割は非常に大きいよということで私がこの間の臨時課長会議でも申し上げているところでございます。

そして、これは健康管理上の問題、そして仕事をする人の余暇ということについても、自分自身を高める上においてさまざまなことができればいいかなあというふうにも思いますし、そういった形の中で、いわゆるめり張りをつけた時間外という形の中でお願いをしていきたいと。時間外ということも、ぜひとも必要な場合がございます。この仕事をここまでやらなきゃならないということにつきましては、それは私どもとしてもお願いをしていかざるを得ないという形でございます。しかし、年間を通じてしっかりとめり張りをつけて業務の効率改善を進めると同時に、管理職の役割をしっかりと見直したいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃられたのは正規職員の対応だと思うんですけども、私が申し上げたいのは、同時に、正規職員の対応ももちろんそういうふうにして、待遇

改善というか、休める環境を整えていくのは必要なんですが、非正規職員に対してなんです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 非正規職員につきましても、随分私どもとしましては、人件費も含めて改善をしてきたなあと考えております。特に保育園のところにおきましては、非正規職員の数が非常に多いわけでございます。そうした形の中で、今後もしっかりとそれぞれの非正規職員の要望だとか、あるいは他の自治体との比較だとか、そういうこともあわせてしっかりと精査をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうからも、しっかり考えていきたいということでございますので、繰り返しは言いませんけれども、ぜひ一時金の導入や夏季休暇の導入等も検討していただきたいと思っています。

また、この非正規職員、現在は週5勤務のような常勤的な非正規職員に対しては交通費が支給されていると聞きました。この交通費は非課税部分ということでございますので、週5回じゃなくても、週5回までいってしまうと扶養から外れてしまうということで抑制されている方もいらっしゃいますので、この枠外から外れる非課税部分でありますので、ぜひ交通費は週5勤務じゃない方にも導入してはどうかと思っていますし、また何でこれが週5の方だけ払われて、ほかの方は払われないのか。週5通う方には週5回分の交通費がかかりますけれども、週4回だって4回分の交通費はかかるわけでございますので、ぜひこの部分を見てもらえないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 交通費の支給についての御質問でございますが、現在、臨時職員の交通費の支給につきましては、一般職の職員の交通費の支給に準じてさせていただいております。ですから、月額の幾らということでやっておりますので、現在、正規職員と同じような週5勤務の方にさせていただいておるのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、一般職等の交通費と同じ算定をしているから、同じような働き方をされている方はいいけれども、ほかの方はちょっとということでございましたが、これは今後の慎重な検討によって改善されていける部分だと思いますので、これについてもしっかりと検討していただきたいと思います。今、難しくても、これから今後において考えていっていただければと思っています。

最後にもう一度言っておきますけれども、非正規職員の方がいてこそ、私はこの業務が回っていると思うんです。しっかりとした身分保障や待遇の改善、同一労働、同一賃金、同一

待遇をしっかりと引き続き努力をお願いしたいと思っています。または正規職員のほうもふやして、業務の改善に努めていただければと思っています。当たり前の働き方の環境改善、当たり前を取り戻すために、国のほうにも意見を上げ、国民全てが人間らしく働ける社会の構築に、普通に働けば、8時間働いて、8時間休息して、8時間は自分のための時間、ILOの1号条約を初め、労働時間を定めた11の条約に日本は批准しておりませんが、ぜひそうした当たり前の環境、働ける環境を整えていただきたいと思います。これも予算がなければもちろん実現しないことでありますので、特に国からの予算がなければ根本的な解決にはならないと。先ほど言いましたように、自治体は大変疲弊している、どこも疲弊している状態だと思いますので、ぜひ一緒になって、こうした当たり前の働き方の改革を皆さんと一緒に求めていければと思っていますので、ぜひ市長、国のほうにもそうした意見を上げていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、国のほうにおきましては、働き方改革という形の言葉が言われております。これは、一つの民間企業のさまざまな時間外ということも含めて、行政のほうの処遇においてもそういった形を言われているんだろーと思っております。この働き方改革ということについて、我々、管理職というか特別職も含めまして、その方向性をしっかり理解して、それを徹底させていくということが、その改善につながるだろーと思っております。

いずれにいたしましても、効率的にしていかなきゃならないことも事実でございます。そういった形の中において、我々もしっかりと精査をしていきたいということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 効率的に進めることは本当に大事なことでありますが、ぜひ職場環境の改善、これからも引き続いての努力をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（武田正樹君） この後に質問予定の三宮十五郎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。再開は4時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。8番の日本共産党議員団、三宮十五郎でございます。

私は通告に基づきまして、まず最初に認知症などの人に障害者手帳をという問題を中心にしてお尋ねいたします。

市長も施政方針で、認知症初期集中支援チームの設置による自立支援サポートを表明されました。障害者福祉法に精神障がい者が加えられ、全ての障がい者が健常者と同じように生活できるよう国と地方自治体が支援を行うと改正されて久しくなりますが、認知症を初めとする精神障がい新たな社会問題となっているにもかかわらず、国と地方自治体などの対応も大幅におくれております。介護認定を受けている認知症が主体の人でも、障害者福祉手帳を取得している人は大変少ないのが実情でございます。

そこで、私はこの問題の最初に、認知症の人に医療費や公共料金等の減免が受けられる精神障害者保健福祉手帳の取得の支援を行うことについてお尋ねいたします。

お手元に配付をさせていただきました資料は、最近、横浜市で、こういうチェックリストに基づいて、こういう手続によって精神障害者福祉手帳の申請を行い、1年間の間に、この人は多分年金で課税の対象だった人だと思いますが、医療費の助成だとか、それから介護保険料の引き下げだとか、おむつ代の補助などで、精神障害者福祉手帳の1級を取得したことで、これは身体障がいの1・2級に相当ということでございますが、合わせて年間53万円余りの助成がいただけたということで、こんな制度、知らなかったということしておりますし、横浜市などではこのように診断できる医師の方が公にもこういうものだということを公表されているとか、いろんなことが行われて対応が進められております。

特に認知症について言いますと、この一番右側の1というところをごらんいただきたいと思いますが、精神障害者福祉手帳を申請する上での、自宅で、あるいは私たちが見て、どういう人が対象になるかということで、この調和のとれた適切な食事の摂取というのは、自分でつくってじゃなくて、出された食事でも、そういうものを普通の人食べるようにきちんと食べることができるかとか、それから洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができるかとか、金銭管理や計画的で適切な買い物、もちろん自分で行くということとは違いますが、そういう管理ができるかということですね。あるいは、規則的な通院だとか、決められた時間にお薬を飲むことができるか。こういうことが、家族がおれば一緒にできるけれども、この人は1人で住むとしてできるかどうかということが、この8つの項目の中の2つ以上に該当するところがあるような状態で、認知症という診断を受けてから6カ月以上たった人が対象になるという、そういう制度でございます。

それで、先行している通常の身体障害者手帳と、知的障がいだとか発達障がいと言われております、愛知県では療育手帳としてA、B、Cの3段階で発給されておりますが、この2つの障がいの間には、両方あわせて特別重度障がい者として国からの特別手当が出されたり、あるいは県による手当制度の支援もあり、以前からJRなどの公共交通運賃の割引制度が適

用されております。

そして、療育手帳のCと身体障害者手帳4級とのあわせた判定によって、身障3級相当として愛知県でも医療費無料制度の対象とされておりますが、精神の障がいというのは、残念ですが、いまだにそのいずれからも排除されております。

さらに、以前に市長が尾張9市と県の市長会で提案をされて知事に要請していただきました65歳以上で新たに重度障がいとなり、長期に在宅で苦しむ人々を県の重度障害者手当から除外したことを一日も早く解消するということが改めて焦眉の課題となっております。市内の介護や障がい施策にかかわる人々との間で、こうした問題を共通の認識に高め、手帳取得を初めとしたサポートを広げることができる制度の改善をされること、県と国が法の精神にふさわしい制度の改正に踏み切るための御尽力を強く求めますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳の交付につきましては、市福祉事務所を通じて県に進達をしております。その後、県で審査をされまして、障がいに該当される方に手帳が交付をされております。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となりまして、各種福祉サービスの利用や精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度でございます。

対象者は、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方でございます。

申請には、議員がおっしゃられたとおり、初診日から6カ月以上経過した医師の診断が必要となります。この診断書は、厚生労働省通知で、精神障がいの診断または治療に従事している医師となっております。身体障害者福祉法第15条第1項による指定医師制度ではございません。

障がいの等級は、重いほうから1級、2級、3級となっております。市内の精神障害者保健福祉手帳の所持者は現在306名となっております。このうち65歳以上の方は61人ですが、内訳は1級が16人、2級が34人、3級が11人となっております。

先ほど議員に配付いただきました資料は、横浜市での行政支援や負担軽減の資料でございますが、これは横浜市が作成したものではないと認識をしております。

本市では、認知症の方の手帳取得につきましては、介護高齢課で作成しております認知症ケアパスに掲載させていただき、市の窓口やケアマネジャーを通じまして御案内をさせていただいておるところでございます。

認知症に限らず障害者手帳の申請につきましては、あくまでも申請主義でございますので、御本人や御家族の意思に基づくものでございまして、市として特に勧めるものではないと考

えております。

なお、手帳申請の手続につきましては、市のホームページ等にも記載をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、議員のおっしゃられました愛知県の制度であります在宅重度障害者手当の2種につきましては、平成20年4月以降、65歳以上で新たに障がいになられた方は対象外となっておりますが、このことは、議員の要望もございまして、平成24年度の第155回愛知県市長会で本市から提案をさせていただきましたが、残念ながら県の回答としては、高齢になってから障がい者となられた方は、要介護認定を受けることにより介護保険給付サービスを受けることができること、また現役時代における資産形成や年金等もあり、収入面ではある程度は確保されているということで、現在まで見直しはされておられません。

最近の状況を申し上げますと、県内の市町村でも独自で行っている障がいのある方に対する手当につきましても、本市では現在のところ見直しをしておりますが、県内54市町村のうち幾つかの市町村では県の基準に合わせて年齢制限や所得制限を設けている市町村もございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 弥富市も、市長が意見書を出してくださったときに、人生80年、あるいは女性の方だと90歳まで近いような状態で、しかも資産形成なんかしているというお話もありましたが、国民年金なんかだと満額を掛けたって、しれたもんですよ。そして、脳梗塞だとかいろんなことで障がいで、しかも場合によっては10年、20年と介護を続けるということは、御本人にとってもそうですが、家族にとっても大変な負担ですよ。しかも、かつての共済制度だったり、あるいは厚生年金ですと、65歳までの間に、その保険に加入中の病気で一定以上の障がいになった場合には非課税年金で、しかも1級年金の場合は125%で支給されるという、そういうのがある中で、今の65歳を過ぎて新たに障がいになった人については課税年金ですよ。障害者手帳なんかがとれたり、あるいは介護で弥富市がやっているような障がい認定に準ずるということで証明書を出していただければ、そんなに多くない年金の方だと非課税になるわけではありますが、そういう意味でいうと、県が言っているのは全く、弥富市自身が出した意見書から見ましても、あるいは市長会で決めた意見書から見ましても違いますので、その点につきましては引き続いてやっていただきたいと思いますというのと、今置かれている状態をしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、あわせて、そのことと含めてですが、どちらかというと要支援だったり介護1だとか2というのは、介護度も軽いし、障がいの程度も軽いというふうに多くの皆さんが考えておりますし、弥富市の税金の控除の証明書につきましても、大体そこら辺だとかなり低い、要するに一般障がいの範囲で2級以上の重度障がいなんてないという前提で処理がされてい



ますよね。

ところが、つい最近私の知人で、脳梗塞の後遺症で要支援1で重度障がいの手帳を取得した人がおります。この方は半身不随で、片側の手は腕の機能が全廃ということで、それだけでも2級の手帳が出るんですが、あわせて同じ側の足の機能が著しい障がいで4級相当ということですが、点数の関係で手帳は2級で重度障がいなんですよね。

それから、大体今、ほとんど要支援1・2のかなりの部分は認知症の方ですね。認知症がないと、今言ったように、2級の障害手帳がとれるような人でも、制度が違うから単純には比較はできませんが、要支援1というような状態に置かれておりまして。だから、介護を受けている人たちが、要支援1や2が非常に軽いというのは、他人のサポートがなければ日常生活ができんわけでありますから、通常の例えば片一方の腕がないとか、足が片一方だめなんだとか、あるいは心臓の内部疾患があって割方重い障がいの手帳を持っていたって、基本的に介護の対象にならない。介護の対象になるというのは、日常生活で他人のサポートがなければできない状態で介護にかかるわけですね。

だから、実は認知症の場合の障害手帳の1級というのは、これは厚労省が制度をつくったときに、療育手帳と同じ、療育手帳のAは身体障害者手帳では1級相当、それから精神障害者福祉手帳は1級、療育手帳のAは愛知県の場合はAですが、これは身障の1・2級相当、それから療育手帳のBと精神障害者手帳の2級は3級相当、それからCは4級相当、こちらも3級は4級相当ということになっておりまして、さっき言ったように、ほかの制度、身体障がいと療育手帳の制度の間には、あわせて3級にして医療費無料だとか、そういう制度が適用される仕組みになっているんですが、せっかく同じ障がいなら同じ支援を受けられると法律で決めながら、恐らく20年近く精神障がい者福祉の中に入ってたつのにいまだに改正されてないというのは、改正が求められると思いますし、さっき申しあげましたように、要支援の1でも、あるいは今の要支援の2なんかの認知症の人が身体障害者手帳をとれば、1級なり2級の手帳をとれる可能性というのはかなり高いんですね。

ところが、そういうふうに市の職員の皆さんも理解していない。それから、先日もある地方公務員の方が親御さんを介護している方と話をしたら、市から税金の控除の証明が来ているから、これがあるということはいろんなサービスがされていることなのでしょうなんていう理解。大変さと同時に、こういうサポート、特に弥富市の場合は、早くから精神障がいについては、旧弥富町時代からいろんなサポートもしてきまして、それから医療費無料制度を2级以上の人に適用したのは全県が7割ぐらいになった中で市長も決断されて始めた。そのほかに、75歳以上の、あるいは65歳からの障がい者の人、障がい者の方はあれなんです、75歳以上の人についていうと、自立支援医療の対象だったり、そういう手帳のない人でも精神の病気で治療を受けている、あるいはそういう制度の対象になっておる人については、ほかの

疾病も無料にするという方向に踏み出しているんですが、こういうことをやっている中で、その障がいの実態に合わせて、あるいは法律で決められた制度に従って必要な支援をしていくというか、介護の問題もそうなんですが、要支援１・２が軽いなんていうような理解は、制度が違いますから単純じゃないんですが、身体障害者手帳からいえば、要支援１・２で２級だとか１級の手帳がとれる人が十分存在しておるということも考慮に入れた、そういう特徴に沿った対応を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 心身障害者福祉タクシー助成事業は、身体障害者手帳の１級から３級までの手帳を有する方、療育手帳ＡまたはＢ判定の手帳を有する方及び精神障害者手帳１級または２級の手帳を有する方にタクシーチケットを年間４８枚交付しております。

また、高齢者福祉タクシー料金助成事業は、要介護認定または要支援認定を受けた方にタクシーチケットを年間２４枚交付しております。

要介護認定等を受けている方が心身障害者福祉タクシー助成事業の対象者に該当されるようになられた場合は、上位の制度、４８枚のタクシーチケットを利用いただけるようにしております。

高齢者福祉タクシー料金助成事業については、当初は要介護高齢者等が医療機関等に通院するためにタクシーを利用する場合に料金を助成しておりましたが、より利用しやすい制度へと見直しをしましてまいりました。平成２８年度から総合事業実施に伴い、対象者を拡大して基本チェックリストにより事業の対象になった方にも外出支援としてタクシーチケットを配付しております。

本市の現状を申し上げますと、要介護認定者は、平成１２年度は４４６名、平成２７年度は１，７２４名、団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年度には２，６０３名と推計がされておまして、要介護認定者数は、この１０年間で１．５倍になると推計をされております。

予算額につきましても、平成２６年度４６０万円、平成２７年度５３０万円、平成２８年度６００万円、そして本年度、平成２９年度は６４６万円と拡大をしております。

今後ますます高齢化が進む中、皆様の要望に全てお応えできるならばよいのですが、公的福祉サービスが持つ限界がありますし、このような制度のない自治体もございます。高齢者人口が大きく伸び、高齢化が一層進展すると見込まれる中、高齢者の生きがいくつくりや介護予防は、議員のおっしゃられるとおりますます重要になるものと考えてはおりますが、その一方で限られた財源のもと、高齢者人口の増加に対応した持続可能な高齢者施策であることが必要不可欠であることを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 要するに問題なのは、職員の皆さんの対応、例えば要支援1・2だとか介護1・2の人たちについては、障がいの程度が軽いといって、そういう税金の控除証明書を出しておるわけでしょう。

だけど、現実はどうだといったら、今、脳梗塞の後遺症で身障手帳の2級がとれる人が要支援1なんですよね。うちの中の手すりがついておるところをつかまってトイレに行けて、出された食事を自分で食べることができれば、今、介護認定の対象からは、認知症でもなければほとんど対象にならないというのが実態で、認知症というのは日常生活で他人の支援がなければ薬をきちんと飲んだりすることもできないとか、今言ったようなお金も計画的に使えないとかという、そういう状態の人たちですよね。これが介護や障がい者としての支援の度合いが軽いとか、あるいは障がい者としてきちんと手続をとればそういうサービスが受けられるのに、何か軽い制度だというような形で押し込められている状態というのは、私は非常に不正常な状態だと思うんですよね。

これは、そういう手帳を取得できる人たちにはきちんと手帳が取得できるような、皆さんはどなたが認知症で介護サービスを受けているのか、あるいはどんな程度の障がいで介護サービスを受けているのか、だから介護サービスを受けている人の中で、通常精神障害者手帳も、精神障害者健康福祉手帳ですか、これもとることができる人たちが相当いるというのは私たちが現実現場で接している感覚なんです。ところが残念なことに、要支援1・2だとか介護1・2という人たちは、障がいの程度も軽いから、今言った高齢者タクシーの半分でいいんだという。

実際に使われていないということも以前言われたことがあるんですが、それはひとり暮らしだったりでは、それを使って本人が、やむを得ず医者に行くときは別ですが、買い物に行ったりそういうことができない人たちが多いわけでしょう、介護を受けている人たち。そして、そういう人たちが介護認定が受けられないとなると、買い物に行くこともできない、自分で食事をつくることができない人たちでも、認知症がなければ介護認定が受けられないという実態があることを考えると、私はこの問題はもう少し実態を皆さん自身がきちんと把握していただくことと、行政の考え方、あるいは私たちの考え方を変えて、そういう法律で定められた支援が受けられる人については、きちんとその支援をできるようにしていくことが必要だと思いますが、市長いかがでしょうか。そこは今の、どう考えてもかなり現実から離れているような気がするんですが、ここは一度御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 認知症に当たられる方が、どういう形の中で県のほうで位置づけされているかということについて、我々もしっかりと精査をしなきゃならないと思っております

けれども、いずれにしても県の考え方と市町村の考え方に少し乖離があるなあと思っておりますので、その辺をまた県の職員と一遍私どもの職員が基本的な話をして、両方のところでの理解というものを深めていかないと、いつまでもいつまでも平行線になってしまっているなあと思っておりますので、またそのような時間をぜひつくっていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そして、私この問題で、次の質問に移らせていただきますが、精神障害者保健福祉手帳の例えば2級以上の人だとか、中学校卒業までの子どもの医療費無料制度だとかいう制度、国・県は、結局いろいろ言っていますが、財政的に厳しくなったからということで、子どもの医療費無料制度も含めて所得制限を導入するとか、それから有料化を導入するとかと言ってきたんですが、県下の市町村の皆さんの声も反映されて、とてもそれは今はできんということで続けておるんですが、もともと少子化も高齢化も、この問題に正面から対応するのは国の責任なんですよ。だって子供がいらないような国やまちは滅びますよね。こんな少子・高齢化が長期に続いて、ますます人口が減るといときに何の対策もとらないとか、そういう中で高齢化が進んで介護を受ける人がいっぱいふえたから皆さん我慢してくださいと言うんですが、こんなことをやっておったら共倒れですよ。

ここは本当に、そうした法律の精神を生かすなら、精神障害者保健福祉手帳の方も、弥富市なんかも県下の多くの市町が、手帳のない人を含めて、自立支援医療の人についていうと、我がまちでは75歳以上の人是一般疾病も手帳がない人も対象にして支援をしていますよね。なぜだといったら、とても見ておられる状態じゃないから、一番住民と直接かかわっておる市町として、そこでできることを一生懸命やってきたというのが今までのやつだと思うのね。本来は法律の趣旨からいうと、国の制度として、あるいは県と市町村の共同の制度として、子どもの医療費も中学校まではせめて無料だとか、国も一定の負担をするとか、それから精神障害者保健福祉手帳ももう20年近くなりますから、療育手帳と同じような扱いにして、4級程度の障がいだ2つ重なれば、若い人たちでも医療費無料制度に迎え入れていくとかという、こういうことを本気で考えていただくように、ぜひ市としても今後も努力を続けていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今後も関係機関と協力をしながら、国の制度として確立されるよう引き続き要望をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 問題は、結局いろんなことを言っているんですが、今回の市長の施政方針でも行革元年と言われるのは、一つは国からの地方交付税などの必要な負担がだんだん削られてきておるといことと、もう一つは働く人たちの給料がどんどん下がる、非正規

雇用やそういうことで、そういうことで税収や社会保険料が、次の世代を支えていく、高齢者を支えていくような財源が確保できないということが最大の問題で、これは天災でも何でもありませんよね。これはそういう働き方を小泉内閣以来やってきたこと、ここに最大の原因がありますし、現在の日本では、その後始まった介護保険制度だとか、後期高齢者医療制度だとか、あるいは恒久措置と言われておりました国税や地方税ですね、個人の所得税や住民税、こういうものをどんどん値上げする。ましてや、これだけ少子・高齢化対策が叫ばれているときに、子ども手当をもらっているからということで高校生以下の子供の扶養控除だとか特別扶養控除をなくするとか、こういうことを次々とやって、結局収入が減る中で弥富市の税収がふえておるのは、市長、施政方針の中で景気の上向きによってと言うんですが、そうじゃなくて、その増税によってふえておるだけなのね。たまたま弥富市は固定資産税が、その中で若い人たちが平成20年過ぎまでたくさん来ていただいたことと、もう一つは西部臨海工業地帯が平成18年以降に本格的に稼働を始めたことと、この両方によって、尾張18市の中でほとんど税収がふえてない中で、弥富市だけは断トツのふえ方をしておって、所得がふえておるわけじゃないわけね。

こういうことを考えると、例えばここに2月12日付の中日新聞のサンデー版の特集記事がありますが、労働配分率は下がり続けて、1997年は66.3%であったものが、最近は、2015年度は58.7%と10ポイント近く下がっている。それから、生産性に対する雇用者報酬の割合も、アメリカやユーロ圏はほとんど比例して伸びてきておりますが、日本だけは、1995年を100としますと2014年には118%になって、そしてところが雇用者報酬は98%に落ちているということを見ると、実は今、市町村や地方が困っている最大の要因は、市長も就任された当時におっしゃられましたが、中間層がちゃんとある、そして8時間働けば子供や家族をちゃんと養って税金も払うことができる、社会保険料も払うことができるという、こういう働き方がない限り、絶対に日本の経済再生や市町の発展というのは、この土台のところを壊していろんな努力を皆さんが頑張ってやっておられるけれども、この土台のところをしっかりといていただくという方向にぜひ強力に国に向かって働きかけていただきながら、健康で文化的な最低生活を守るというんですか、市長はこの議会の所信表明演説の中で、憲法施行の70周年の年として非常に大事なときだという趣旨の発言もされましたが、憲法に定められた基本的人権を守る、健康で文化的な最低生活を保障するという立場も、平和主義とあわせて憲法のもう一つの側面でありますので、ぜひそういう方向に県や地方団体が力を合わせて日本の経済のかじ取りをしていただくように要請していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まさに生産年齢人口、いわゆる若い人たちの減少に応じて、この社会保障制度が持ちこたえられないというようなことは私も同感でございます。国勢調査の人口動態という形についても、それぞれの自治体の人口の増減というのがあるわけでございますけれども、私ども弥富市も一昨年の5年間の国勢調査において、人口の減というのはマイナス3というような数字が出ておりますけれども、これは1つは、この近辺においても自治体において人口を減らしているところは非常に多いわけですが、1つは地理的な環境、これは平成23年3月11日の東日本大震災という形の大きな自然災害に対して人口が大きく動いているということではまず言えるわけですね。この間も地方創生、まち・ひと・しごとのさまざまな形での人口ビジョンというものを分析しておっても、あの23年の大きな転換期は大きいなというふうに思っております。それは弥富市が抱えている生活環境というような問題もあるでしょうけれども、これは少子・高齢化ということの中において、その原因があるということが非常に大きいと思っております。

これからの社会保障が、国のほうはなかなか持ちこたえられないから、いろんな制度に対して補助金を打ち切ったり、あるいは地方交付税を減額していったりという形の中で、そうせざるを得ないという形の中で、ある意味では不作為な形かもしれませんですね。そういった形の中で、中間層が持っている生産年齢人口ということについて、ここをいかにふやしていくかということが非常に重要であるということは私も同感でございます。

今春闘もこれから真っ最中に開かれるわけでございますけれども、企業として正規の雇用であるとか、あるいは非正規雇用ということに対する格差ということに対しては、ぜひともこの春闘の大きな課題としてそれぞれの企業が取り組んでいただきたいと思いますし、またその賃金ベースにおいてもしっかりと担保していかなきゃならないとも思っているところでございます。この辺が次の時代における生産年齢人口ということに対して活力が湧いてくるだろうというふうにも思っておりますので、今春闘もしっかりと見きわめていきたいと思っております。

そして、生産年齢人口をしっかりと復活させていただいて、良質な雇用の拡大というようなことについて結びついていけるといいなあと思っております。このことにつきましては我々も、地方自治体としても大変重要な問題でありますので、いろんなことを通じながら、一度、9市の市長会等に議案として出していきたいなあと思っておりますので、また議論をしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） さっきの同じ中日新聞のあれなんです、今、大企業の内部留保は400兆円近くになっているということで、急激にふえておりますが、特にこの中日新聞の特集で私が注目したのは、内部留保がイラク戦争のころにはせいぜい120兆円ぐらいだったの

が、今では現金が199兆9,000億円まで内部留保がふえていて、お金が幾らあっても、要するに買う人がいないから、設備投資をほとんど日本の企業は今していないというような状態になっているんですよ。働く人の懷を温めて、若い人たちが結婚して子供を育てることができるよう働き方をつくることを通じてしか日本の経済と国力の再生はできんということを本当に肝に銘じていただくようにぜひ御奮闘をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、少し皆さんに報告させていただきます。

本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。よろしくお願いいたします。

どうぞ、三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） なるべく簡潔にいたしますが、次は公共下水道管の被害対策についてお尋ねをいたします。

ハイセラミック管のかなり大規模な破損によりまして修繕が必要だということを市側から先ごろ聞かされまして、資料もいただきましたが、このトラブルによります下水道管に地下水がどの程度余分に流れ込んでおるのか。また、それによります市の年間被害は、おおよそその地域の人たちの、水量の比較でもいいんですが、水量でどれだけで、どういう割合で、年間の被害想定はどの程度になっているか、まず御報告いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 地下水等の流入による排水量ということですが、日光川下流浄化センターに流入する汚水量と各市町が報告する汚水量との差が不明水としてみなされるものでありますので、地下水なのか、どこからの水なのかとは判別することができなく、ハイセラミック管に関係する不明水の水量及び金額も特定することができません。

報告できるものとしては、流域下水道に関係する6市町の全体の不明水量をそれぞれの汚水量で案分して算出したものとなります。弥富市全体の平成27年度の水量で報告させていただきます。報告水量51万8,759立方メートルに対し、請求水量57万5,559立方メートルとなっていますので、弥富市の不明水量は5万6,800立方メートルとなります。1立方メートル当たりの負担金単価は116.4円ですので、不明水分の金額は約661万円余りとなります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 被害の発生に弥富市が気がついた時期と、この材料を購入した経緯、そして購入した事業者名と、さらに使用を中止された理由について御報告いただきます。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） まず、気がついた時期ですけれども、平成26年夏ごろに、操出地区のマンホールで不明水が流れているのを発見し、10月に1路線のカメラ調査を実施

しました。

そして、導入した経緯ですけれども、ハイセラミック管を導入した経緯としましては、事業着手当時、循環型社会形成推進基本法が平成12年に成立し、資源を循環利用、廃棄物の抑制が求められており、下水道汚泥の有効利用が社会的に課題となっていました。そうした中で、愛知県にある会社が下水道汚泥の焼却灰を利用したハイセラミック管を製品化しており、先ではそのリサイクル管が使用できる見込みがあり、日本下水道協会の認定品であることや愛知県の推奨もあり、当市ではハイセラミック管を設計に採用しました。

購入した事業者はということですが、市が製品を直接購入しているものではありませんので、建設業者への納入業者ということであれば2者ありました。

そして、平成19年度から使用しなくなった理由としては、下水道汚泥を利用したリサイクル管を製造する会社がその事業を撤退し、製品としての流通がなくなりましたので、国内で安定的に流通している塩ビ管を使用することとしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私ちちょっとお尋ねしたときには、国内の事業者から確かに買ったんですが、もともとこれはイギリスかどこかで製造したものを輸入していたものだというお話を伺ったんですが、違いますか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 製品自体は輸入品でありまして、今説明申し上げましたのは納入業者ということで、輸入品を納入している業者となります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） もともと下水道管というのは、日本下水道協会がお墨つきを与えて、50年ほど使えるということで、お尋ねしたところ、認可を受けたものということなんですが、この間の全員協議会に報告されたものによりますと、平島東と、平島南と、鎌島南と、操出の9,665メートルの管路のうち8,403メートルかな、86.9%でカメラを入れて確認したところでは、ふぐあいが発生しているんで改修が必要だというふうに伺っておりますが、しかもその事業費というのは、ここは、この平島東・南、鎌島南、操出もそうですが、ハイセラミック管以外も後でやっておりますから、私たちが外から見ただけではどこまでかわかりませんが、ハイセラミック管以外のものも含めて1万5,028メートル当たりで10億円ほどの費用を追加して、これは埋立マンホールも含めて10億円ほどでやって、そのうちの8,403メートル分がふぐあい、この間のお話だと改修しなきゃいかんという資料をいただきまして、しかも大体改修の費用は7億円ほどだというお話なんですが、7億円といいますと、今のマンホールを含めまして1万5,028メートルのメーター当たりの単価は6万6,994円なんですが、7億円だと仮に仮定しますと、8,403メートルでは、それよりもさら4分の1ぐらい高い8



万3,000円をメーター当たり超えるものになりますが、そういうこの間の説明で、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 改修費につきましては、おおよそ総額7億6,000万円余りを見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） これは本当に大変なことですよ。もともとそういう下水道協会のお墨つきのものが、この間大きい地震があったわけでもないし、全域でそういう割合で破損するなんていうのは極めて異常なことで、当初たしか市側については、県や国の支援も含めて費用については考えたいというお話だったんですが、結局どうもこの間のお話だと、全部市で負担しなきゃいかんというようなお話だったんですが、なぜ国や県は支援をしないということになったんでしょう。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 県には本市の現状と健全度の低い管の改築を進める旨を相談し、その際に国・県の補助金等の支援が受けられないか確認をお願いしました。回答としては、現状の制度の中では補助金の交付要件に該当する項目はなく、補助対象にならないとのことでありました。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 聞くとところによると、この事業を引き受けた会社は既に倒産をしてないということになっておりますが、もともとは、だから認定を受けていたのもそうだと思いますし、それにしましてもこんな形で大規模に破損するというのはとても通常で考えられませんよね。この原因については、弥富の業者の施工が悪かったとか、そういう問題では全くないでしょう。その辺はどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 工事につきましては、施工後にはカメラ調査等で確認はしておりますので、工事等に問題はありませんでした。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 国の法律や制度の改正に乗るという形でやられたことですが、例えば環境事務組合の焼却場も、灰を溶融固化して路盤材で使えるということで、結局あれをつくるときは、そういう施設を導入しなければ高額な補助金は出しませんよと言われて乗ったんですが、結果として結局あれは、目的は達成したといって、路盤材に一回も使われずに廃止をする、巨額な恐らく50億円近い経費をかけたものが、結果としてそうやってつくった灰も産業廃棄物として埋められるという状態で効果がないという形で、形の上では目的を達成

したとしてやめたんですが、下水道協会がお墨つきを与えた材料が、かくも短期間にこんな格好になるということについていうと、よほどの原因がなければ考えられないことですよ。もともとの認可をとったつくり方をしてなかったのか、手抜きをしたやつを買ってやったのか、今さらその会社は潰れておるからということなんですが、それにしたって非常に納得のいかない対応。

それからもう一つは、今の年間600万円程度だったら、7億円もかけて改修する必要が本当にあるかどうかということですけど、もっとたくさんの被害が発生することがわかっておれば改修しなきゃいかんと思うんですが、やらないと全部やりかえなきゃいかんような状況になるからやるのか、それともこの不明水のロスがあるからやるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 今、管自体は割れている状態のものが多数あって改修をしようとしているわけなんですけれども、地下水が流入しているということがありまして、砂と一緒に引っ張っている可能性も十分ありまして、今、社会一般に道路の陥没等がしきりに話題になっていると思いますが、そういったことの二因ともなりかねないし、いつ道路の中に空洞ができるかということもわかりませんので、そういったことを防ぐためにも、早くそういった不安を取り除く対策はとりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そうですよ、道路が陥没して事故でも起きれば大変なことになりますから、年間600万円で済んでおるからやめるというのはなかなか難しい話だと思います。ただ、こんな形で、これは弥富だけなんですか、それとも県下のほかのところではどんなふうになっているんですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ハイセラミック管の不良という形についての御質問でお答え申し上げますけれども、これは別段弥富だけではありません。愛知県の多くの自治体がこれを使用し、そして管渠の布設工事を行ったというような状況でございまして、私どもといたしましても当初教えていただいたのが愛知県の高浜市からの情報でございました。そして、高浜市の市長と私も含めて、国の議員との集会があるわけでございますが、その場においても私と高浜市の市長で、国の補助を求めていかないと大変な金額ということに対して、自治体としては大変困っているんだということでございます。

具体的にどこの自治体ということにつきましては県のほうで掌握をされているということでございますので、我々としては一つ一つの自治体に対してお話をするわけにはまいりません。しかし、これが不明水という形の中で非常に多くの量が今後も発生するということに対

してはほうっておけないだろうということで、私どもといたしましては順次やり直していこうという形で議会の皆様方にもお話を申し上げて、ある日突然陥没が起きたというような状況では大変危険なことですので、そのような形で平成29年度では約7,000万の事業費を組み立てていったところでございます。

しかし、総延長全てハイセラミック管をやり直した場合においては、10年間ぐらいの年月がかかり、7億数千万になるということが今回の皆様方に御報告申し上げる内容でございます。これは県のほうに一度しっかりと精査をしていただいて、どこの自治体でどういう形があるかという形で総合的な動きにしていかないと、これは解決できる問題ではないだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、まとめてください。

○8番（三宮十五郎君） 時間がありませんので。幸い私どもも県議団も2議席持っておりますので、ぜひ県議会のほうでも県当局から説明を受けて、今おっしゃられたように、不明水そのものでいえば、そう大した被害ではないんですが、そのことによって道路や周辺の陥没が発生すれば、また大変なことになっておりますし、わかっておいて放置できる問題ではありませんので、ぜひこんな形になった背景と責任問題も明らかにしながら道理のある解決ができるように、私どももできる方向で努力しますが、市側も県下の市町と協力して必要な支援をお願いしていただくように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、13日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

同 議員 朝 日 将 貴

